ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health Labour and Welfare

障害者自立支援給付支払等システムについて

令和3年3月19日

社会･援護局 障害保健福祉部 企画課

このページは空白です。

1. システム関係の今後のスケジュール

このページは空白です。

令和３年度障害福祉サービス等報酬改定及び審査支払事務システム関係スケジュール

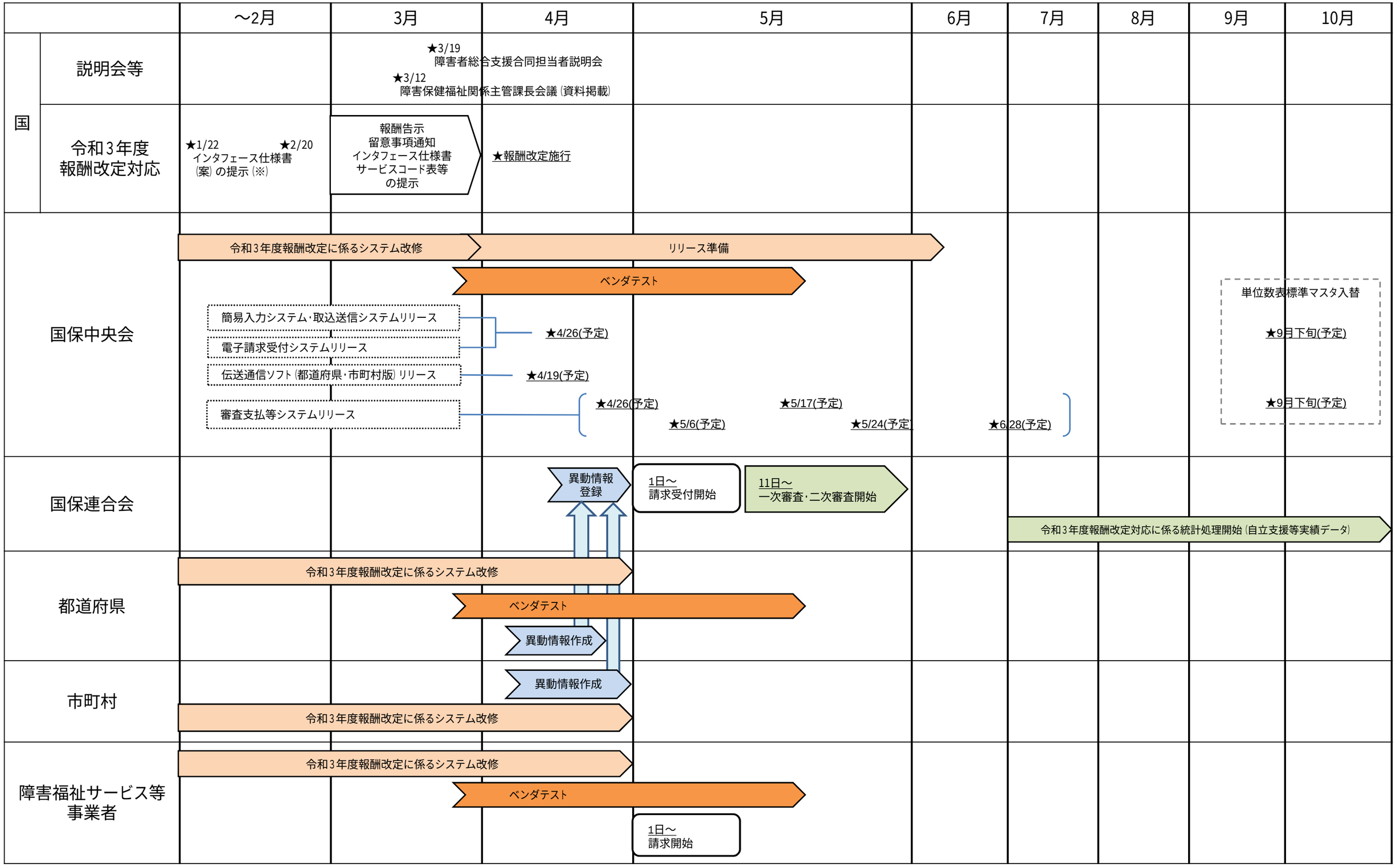

※令和３年度報酬改定に係るインターフェース仕様書（案）の主な変更点については、参考資料１を参照。

このページは空白です。

2．令和3年4月報酬改定等への対応について

このページは空白です。

２－１．異動連絡票情報等作成の際の留意事項

このページは空白です。

2－1. 異動連絡票情報等作成の際の留意事項

(1) 項目の追加について

令和3年度報酬改定により、加算が新設されることから、事業所異動/訂正連絡票情報などについて、以下のとおり新たな項目を創設する。

そのため、当該加算の算定要件を満たす事業所、または障害児施設については、令和3年4月以降、追加された項目に値を設定した事業所異動連絡票情報、または障害児施設異動連絡票情報を提出すること。

対象の項目については、「令和3年4月より新たな項目が追加される一覧」を参照。

■令和3年4月より新たな項目が追加される一覧（1／4）

対象情報	項目名	設定可能なコード値		備考
		令和3年3月以前	令和3年4月以降	
事業所異動／訂正連絡票情報（サービス情報）	・重度障害者支援（体制）加算Ⅰ（基本）の有無	※ 設定不可	1:無し 2:有り	以下のサービスが対象。 ・生活介護
	・就労移行支援体制（就労定着者数）	※ 設定不可	前年度において、当該サービス利用を受けた後就労し、6月以上就労継続している実績人数を設定	以下のサービスが対象。 ・生活介護 ・自立訓練（機能訓練） ・自立訓練（生活訓練） ・就労継続支援A型 ・就労継続支援B型
	・日中活動支援加算の有無	※ 設定不可	1:無し 2:有り	以下のサービスが対象。 ・短期入所
	・送迎加算の有無	※ 設定不可	1:無し 2:有り	以下のサービスが対象。 ・重度包括

■令和3年4月より新たな項目が追加される一覧（2／4）

対象情報	項目名	設定可能なコード値		備考
		令和3年3月以前	令和3年4月以降	
事業所異動／訂正連絡票情報（サービス情報）	・強度行動障害者特別支援加算の有無（※1）	※ 設定不可	1:無し 2:有り	以下のサービスが対象。 ・重度包括 ※1　項目名を「強度行動障害者地域移行特別加算の有無」と読み替えて使用する。
	・地域生活移行個別支援特別加算の有無	※ 設定不可	1:無し 2:有り	以下のサービスが対象。 ・重度包括
	・精神障害者地域移行特別加算の有無	※ 設定不可	1:無し 2:有り	以下のサービスが対象。 ・重度包括
	・口腔衛生管理体制加算の有無	※ 設定不可	1:無し 2:有り	以下のサービスが対象。 ・施設入所支援
	・自己評価結果等未公表減算の有無	※ 設定不可	1:無し 2:有り	以下のサービスが対象。 ・就労継続支援A型
	・居住支援連携体制加算区分	※ 設定不可	1:非該当 2:該当	以下のサービスが対象。 ・自立生活援助 ・地域移行支援 ・地域定着支援
	・医療的ケア対応支援加算の有無	※ 設定不可	1:無し 2:有り	以下のサービスが対象。 ・共同生活援助

■令和3年4月より新たな項目が追加される一覧（3／4）

対象情報	項目名	設定可能なコード値		備考
		令和3年3月以前	令和3年4月以降	
事業所異動／訂正連絡票情報（サービス情報）	・夜間支援等体制加算Ⅰ加配職員体制の有無	※ 設定不可	01:無し 02:Ⅳ 03:Ⅴ 04:Ⅵ 05:Ⅳ・Ⅴ 06:Ⅳ・Ⅵ 07:Ⅴ・Ⅵ 08:Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ	以下のサービスが対象。 ・共同生活援助
	・強度行動障害者体験利用加算の有無	※ 設定不可	1:無し 2:有り	以下のサービスが対象。 ・共同生活援助
障害児施設異動／訂正連絡票情報（サービス情報）	・強度行動障害加算体制整備の有無	※ 設定不可	1:無し 2:有り	以下のサービスが対象。 ・医療型障害児入所支援
	・専門的支援加算の有無	※ 設定不可	1:無し 2:理学療法士等 3:児童指導員（※2）	以下のサービスが対象。 ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス ※2　児童発達支援の場合に設定できる。

■令和3年4月より新たな項目が追加される一覧（4／4）

対象情報	項目名	設定可能なコード値		備考
		令和3年3月以前	令和3年4月以降	
事業所異動／訂正連絡票情報（サービス情報） 障害児施設異動／訂正連絡票情報（サービス情報）	・ソーシャルワーカー配置加算の有無	※ 設定不可	1:無し 2:有り	以下のサービスが対象。 ・経過的生活介護 ・経過的施設入所支援 ・障害児入所支援 ・医療型障害児入所支援
	・ピアサポート体制加算の有無（※3）	※ 設定不可	1:無し 2:有り	以下のサービスが対象。 ・就労継続支援B型 ・自立生活援助 ・地域移行支援 ・地域定着支援 ・計画相談支援 ・障害児相談支援 ※3　就労継続支援B型の場合、項目名を「ピアサポート実施加算の有無」と読み替えて使用する。
	・主任相談支援専門員配置加算の有無	※ 設定不可	1:無し 2:有り	以下のサービスが対象。 ・計画相談支援 ・障害児相談支援

(2) 項目の切り替えについて

令和3年度報酬改定により、基本報酬及び加算の算定要件が見直されることから、事業所異動/訂正連絡票情報について、以下のとおり設定する項目名の切替えを行う。

これに伴い、当該加算等の算定要件を満たしている事業所については、令和3年4月以降、新たな項目を設定した事業所異動連絡票情報を提出すること。

対象の項目については、「令和3年4月より項目名の切り替えがある一覧」を参照。

■令和3年4月より項目名の切り替えがある一覧（1／2）

対象情報	項目名	設定可能なコード値		備考
		令和3年3月以前	令和3年4月以降	
事業所異動／訂正連絡票情報 （サービス情報）	【令和3年3月以前】 ・平均労働時間区分 【令和3年4月以降】 ・評価点区分	01:1日の平均労働時間が7時間以上 02:1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満 03:1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満 04:1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満 05:1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満 06:1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満 07:1日の平均労働時間が2時間未満 08:無し（経過措置対象）	01:評価点が170点以上の場合 02:評価点が150点以上170点未満の場合 03:評価点が130点以上150点未満の場合 04:評価点が105点以上130点未満の場合 05:評価点が80点以上105点未満の場合 06:評価点が60点以上80点未満の場合 07:評価点が60点未満の場合 08:無し（経過措置対象）	以下のサービスが対象。 ・就労継続支援A型 令和3年4月以降、就労継続支援A型の基本報酬を算定する場合は、新設する「評価点区分」の項目に、新しい要件に即したコードを設定し、事業所異動／訂正連絡票情報を提出すること。

■令和3年4月より項目名の切り替えがある一覧（2／2）

対象情報	項目名	設定可能なコード値		備考
		令和3年3月以前	令和3年4月以降	
事業所異動／訂正連絡票情報（サービス情報）	【令和3年3月以前】 ・夜間支援等体制加算対象利用者数 【令和3年4月以降】 ・共同生活援助夜間支援等体制加算対象利用者数	01:4 人 02:5 人 03:6 人 04:7 人 05:8 人以上10 人以下 06:11 人以上13 人以下 07:14 人以上16 人以下 08:17 人以上20 人以下 09:21 人以上30 人以下 10:2 人以下 11:3 人	共同生活援助における夜間支援等体制加算対象利用者数を設定	以下のサービスが対象。 ・共同生活援助 令和3年4月以降共同生活援助における夜間支援等体制加算を算定する場合は、新設する「共同生活援助夜間支援等体制加算対象利用者数」の項目に、新たな要件に即した事業所異動／訂正連絡票情報を提出すること。 （宿泊型自立訓練については、要件に変更がないため令和3年4月以降も、既存の「夜間支援等体制加算対象利用者数」の項目に設定する。）

(3) コード値の追加･変更等について

令和3年度報酬改定により、基本報酬及び加算の算定要件が見直されることから、事業所異動/訂正連絡票情報などについて、以下のとおりコード値を追加、変更、または削除をする。

これに伴い、当該加算等に係る項目に新たなコード値を設定した事業所異動連絡票情報、または障害児施設異動連絡票情報を提出すること。

なお、令和3年3月末時点において当該加算等の算定要件を満たしており、令和3年4月からの新たな区分の要件に該当せず引き続き同様の要件で算定する事業所及び障害児施設について、それ以外の項目に変更がなければ、都道府県から連合会へ改めて異動／訂正連絡票情報を提出する必要はない。

対象の項目については、「令和3年4月よりコード値の追加、変更、または削除をする一覧」を参照。

■令和3年4月よりコード値の追加、変更、または削除をする一覧（1／4）

対象情報	項目名	設定可能なコード値		備考
		令和3年3月以前	令和3年4月以降	
事業所異動／訂正連絡票情報 （サービス情報）	･常勤看護職員等配置加算の有無	1:無し 2: Ⅰ 3: Ⅱ	1:無し 2: Ⅰ 3: Ⅱ 4:Ⅲ	「4:Ⅲ」を新設する。 以下のサービスが対象。 ･生活介護

2－1. 異動連絡票情報等作成の際の留意事項

■令和3年4月よりコード値の追加、変更、または削除をする一覧（2／4）

対象情報	項目名	設定可能なコード値		備考
		令和3年3月以前	令和3年4月以降	
事業所異動／訂正連絡票情報 （サービス情報）	・平均工賃月額区分	01：平均工賃月額が4万5千円以上 02：平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満 03：平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満 04：平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満 05：平均工賃月額が1万円以上2万円未満 06：平均工賃月額が5千円以上1万円未満 07：平均工賃月額が5千円未満 08：無し（経過措置対象）	01：平均工賃月額が4万5千円以上 02：平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満 03：平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満 04：平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満 05：平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満 06：平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満 07：平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満 08：無し（経過措置対象） 09：平均工賃月額が1万円未満 10：無し（生産活動等への支援実施対象）	「09：平均工賃月額が1万円未満」、「10：無し（生産活動等への支援実施対象）」を新設する。 既存の区分については、 コード値は変更せずに、 コード値内容のみ変更する。 以下のサービスが対象。 ・就労継続支援B型
	・就労定着率区分	01:就労定着率が9割以上 02:就労定着率が8割以上9割未満 03:就労定着率が7割以上8割未満 04:就労定着率が5割以上7割未満 05:就労定着率が3割以上5割未満 06:就労定着率が1割以上3割未満 07:就労定着率が1割未満	01:就労定着率が9割5分以上 02:就労定着率が9割以上9割5分未満 03:就労定着率が8割以上9割未満 04:就労定着率が7割以上8割未満 05:就労定着率が5割以上7割未満 06:就労定着率が3割以上5割未満 07:就労定着率が3割未満	既存の区分については、コード値は変更せずに、コード値内容のみ変更する。 以下のサービスが対象。 ・就労定着支援

■令和3年4月よりコード値の追加、変更、または削除をする一覧（3／4）

対象情報	項目名	設定可能なコード値		備考
		令和3年3月以前	令和3年4月以降	
事業所異動／訂正連絡票情報（サービス情報）	・施設等の区分	1:Ⅰ 2:Ⅱ	1:Ⅱ 2:Ⅲ 3:Ⅰ	「3:Ⅰ」を新設する。 既存の区分については、コード値は変更せずに、コード値内容のみ変更する。 以下のサービスが対象。 ・地域移行支援
障害児施設異動／訂正連絡票情報（サービス情報）	・児童指導員等加配加算の有無	1:無し 2:専門職員 3:児童指導員等 4:その他従業者	1:無し 2:専門職員 3:児童指導員等 4:その他従業者 5:専門職員（保育士）	「5:専門職員（保育士）」を新設する。 以下のサービスが対象。 ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス
	・障害児状態等区分	1:非該当 2:区分1の1 3:区分1の2 4:区分2の1（※1） 5:区分2の2（※1）	1:非該当 2:区分1 3:区分2	既存の区分については、コード値は変更せずに、コード値内容のみ変更する。 以下のサービスが対象。 ・放課後等デイサービス ※1　令和3年4月以降の場合、「4:区分2の1」及び「5:区分2の2」は設定できません。

2－1. 異動連絡票情報等作成の際の留意事項

■令和3年4月よりコード値の追加、変更、または削除をする一覧（4／4）

対象情報	項目名	設定可能なコード値		備考
		令和3年3月以前	令和3年4月以降	
事業所異動／訂正連絡票情報（サービス情報） 障害児施設異動／訂正連絡票情報（サービス情報）	・小規模グループケア加算の有無	1:無し 2:有り	1:無し 2:有り（※2） 3:サテライト	「3:サテライト」を新設する。 以下のサービスが対象。 ・経過的生活介護 ・経過的施設入所支援 ・障害児入所支援 ※2　経過的生活介護、経過的施設入所支援、障害児入所支援の場合、「2:本体施設又は同一敷地の建物で行う場合」と読み替えて使用する。
	・相談支援機能強化型体制の有無（※3）	1:無し 2:III 3:Ⅰ（※4） 4:II 5:IV	1:無し 2:II 4:Ⅰ 5:III 6:IV	「6:IV」を新設する。 既存の区分については、コード値は変更せずに、コード値内容のみ変更する。 以下のサービスが対象。 ・計画相談支援 ・障害児相談支援 ※3　令和3年3月までの「相談支援特定事業所加算の有無」から項目名称を変更。 ※4　令和3年4月以降の場合、「3:Ⅰ」は設定できません。

(4) 項目の廃止について

令和3年度報酬改定において、加算等の算定要件の見直しまたは廃止等により、事業所異動/訂正連絡票情報について、項目を廃止する。

対象の項目については、「令和3年4月より廃止される項目一覧」を参照。

■令和3年4月より廃止される項目一覧（1／2）

対象情報	項目名	設定可能なコード値		備考
		令和3年3月以前	令和3年4月以降	
事業所異動／訂正連絡票情報（サービス情報）	・主たる事業所サービス種類コード1	22:生活介護 32:施設入所支援 33:共同生活援助 34:宿泊型自立訓練	※ 設定不可	以下のサービスが対象。 ・生活介護 ・短期入所 ・自立訓練（機能訓練） ・自立訓練（生活訓練） ・就労移行支援 ・就労移行支援（養成） ・就労継続支援A型 ・就労継続支援B型 事業所台帳としては、「主たる事業所サービス種類コード1」を令和3年4月以降管理しない。
	・主たる事業所施設区分	1:介護サービス包括型 2:外部サービス利用型 3:日中サービス支援型	※ 設定不可	以下のサービスが対象。 ・短期入所

■令和3年4月より廃止される項目一覧（2／2）

対象情報	項目名	設定可能なコード値		備考
		令和3年3月以前	令和3年4月以降	
障害児施設異動／訂正連絡票情報（サービス情報）	・看護職員加配加算の有無	1:無し 2: Ⅰ 3: Ⅱ 4:Ⅲ	※ 設定不可	以下のサービスが対象。 ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス
	・児童指導員等配置加算の有無	1:無し 2:有り	※ 設定不可	以下のサービスが対象。 ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス
	・児童指導員等加配加算（Ⅱ）の有無	1:無し 2:専門職員 3:児童指導員等 4:その他従業者	※ 設定不可	以下のサービスが対象。 ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス

2－2．令和3年度からの介護給付費等の請求事務について

このページは空白です。

2－2. 令和3年度からの介護給付費等の請求事務について

○ 令和3年度報酬改定に伴い、請求様式の一部変更を行う。

居宅介護サービス提供実績記録票の記載における変更点

居宅介護サービス提供実績記録票（様式1）は、事業所番号（10桁）の3桁目が「1」、または「4」の事業所が使用する様式。

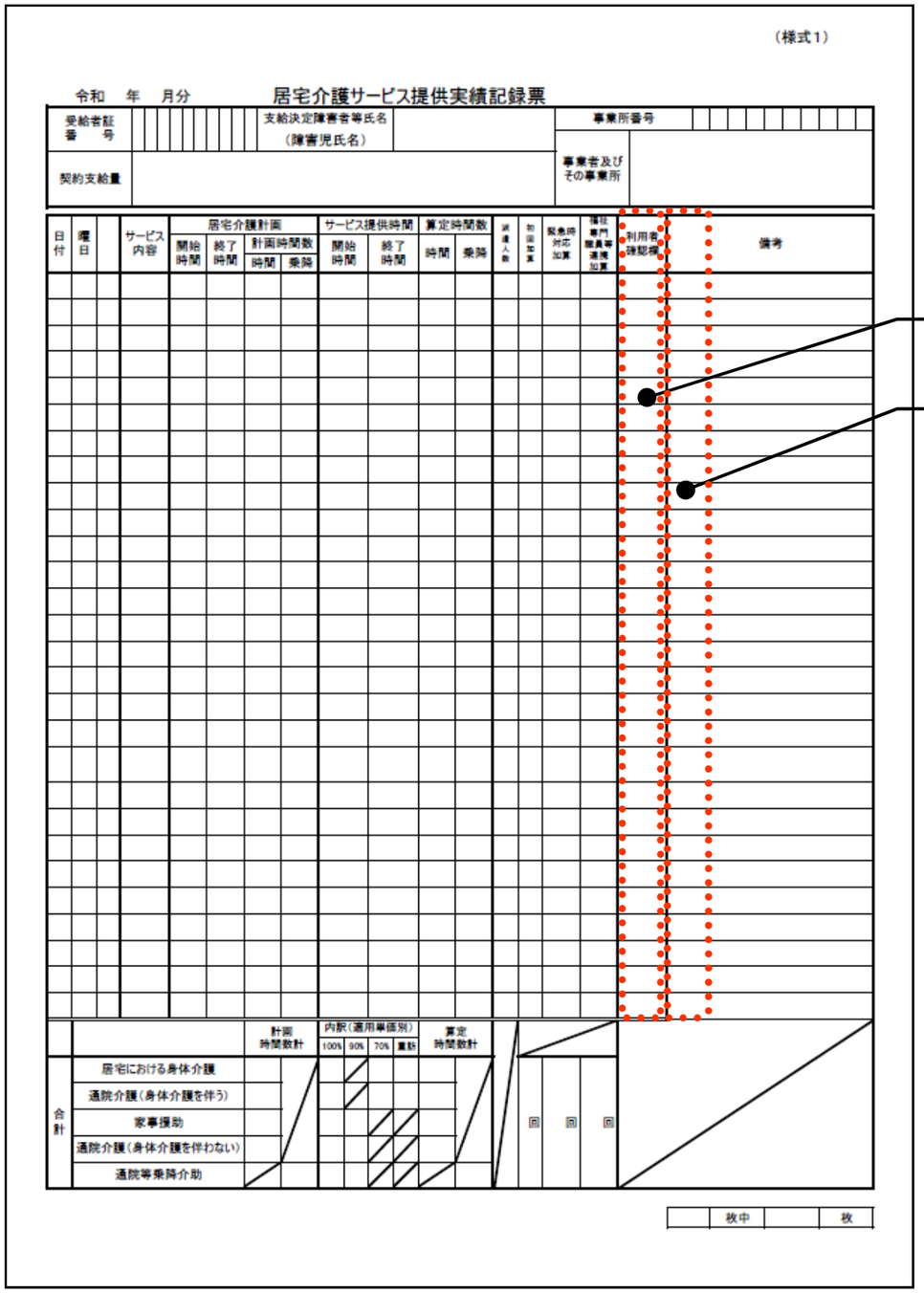
（様式1）

令和　年　月分　居宅介護サービス提供実績記録票

受給者証番号		支給決定障害者等氏名（障害児氏名）		事業所番号	
契約支給量				事業者及びその事業所	

日付	曜日		サービス内容	居宅介護計画 開始時間	終了時間	計画時間数 時間	乗降	サービス提供時間 開始時間	終了時間	算定時間数 時間	乗降	送迎人数	初回加算	緊急時対応加算	福祉専門職員等連携加算	利用者確認欄	備考

合計		計画時間数計	内訳（適用単価別） 100%	90%	70%	置数	算定時間数計				
	居宅における身体介護										
	通院介護（身体介護を伴う）										
	家事援助							回	回	回	
	通院介護（身体介護を伴わない）										
	通院等乗降介助										

枚中　枚

実績記録票については、一事業所（事業所番号単位）の支給決定障害者等一人につき、一月に一件作成する。

「利用者確認印」欄を「利用者確認欄」欄に変更。

「サービス提供者印」欄を削除。

行動援護サービス提供実績記録票の記載における変更点

行動援護サービス提供実績記録票（様式２）は、事業所番号（１０桁）の３桁目が「1」、または「4」の事業所が使用する様式。

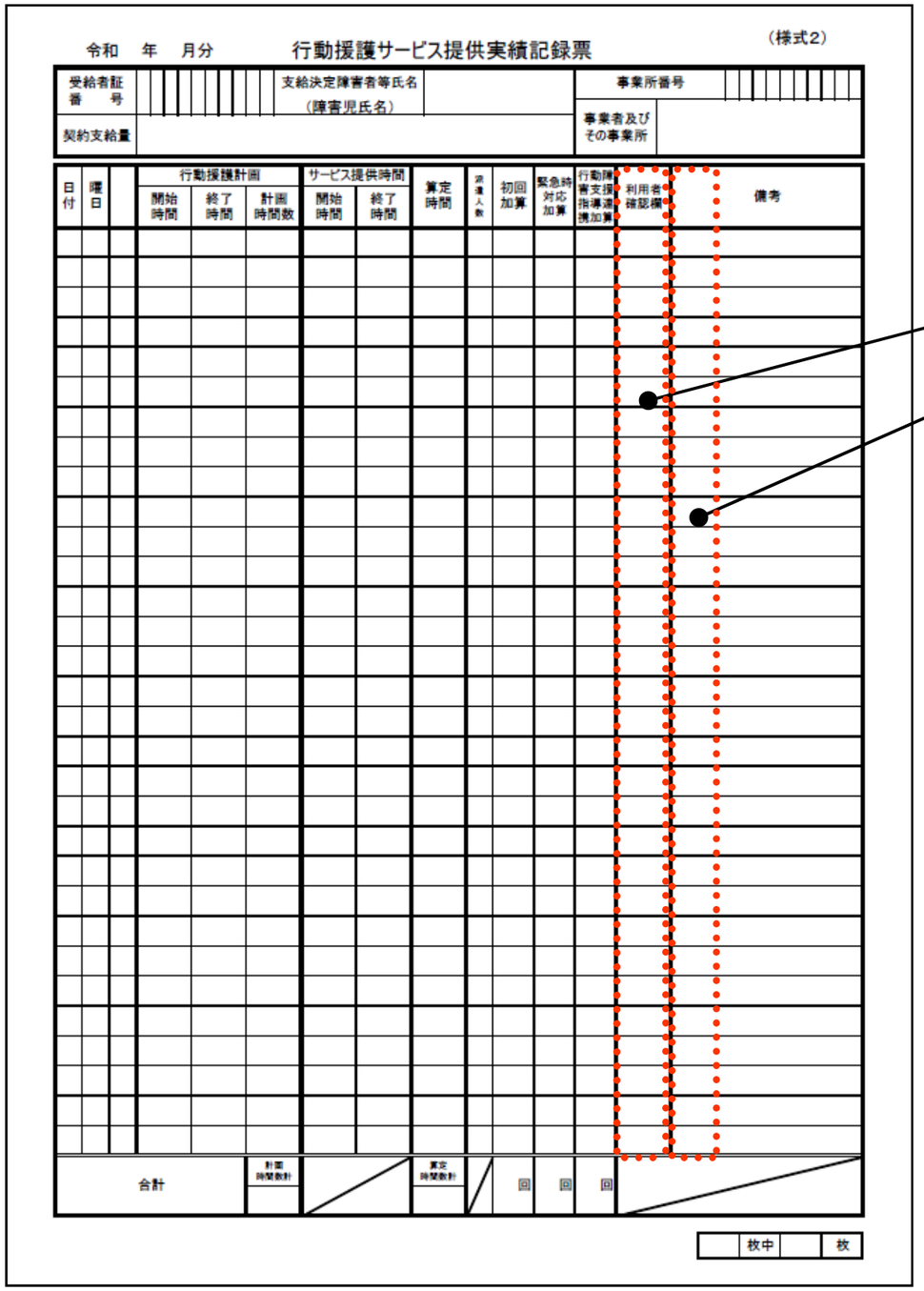

実績記録票については、一事業所（事業所番号単位）の支給決定障害者等一人につき、一月に一件作成する 。

「利用者確認印」欄を「利用者確認欄」欄に変更。

「サービス提供者印」欄を削除。

重度訪問介護サービス提供実績記録票の記載における変更点

重度訪問介護サービス提供実績記録票（様式３－１）は、事業所番号（１０桁）の３桁目が「1」、または「4」の事業所が使用する様式。

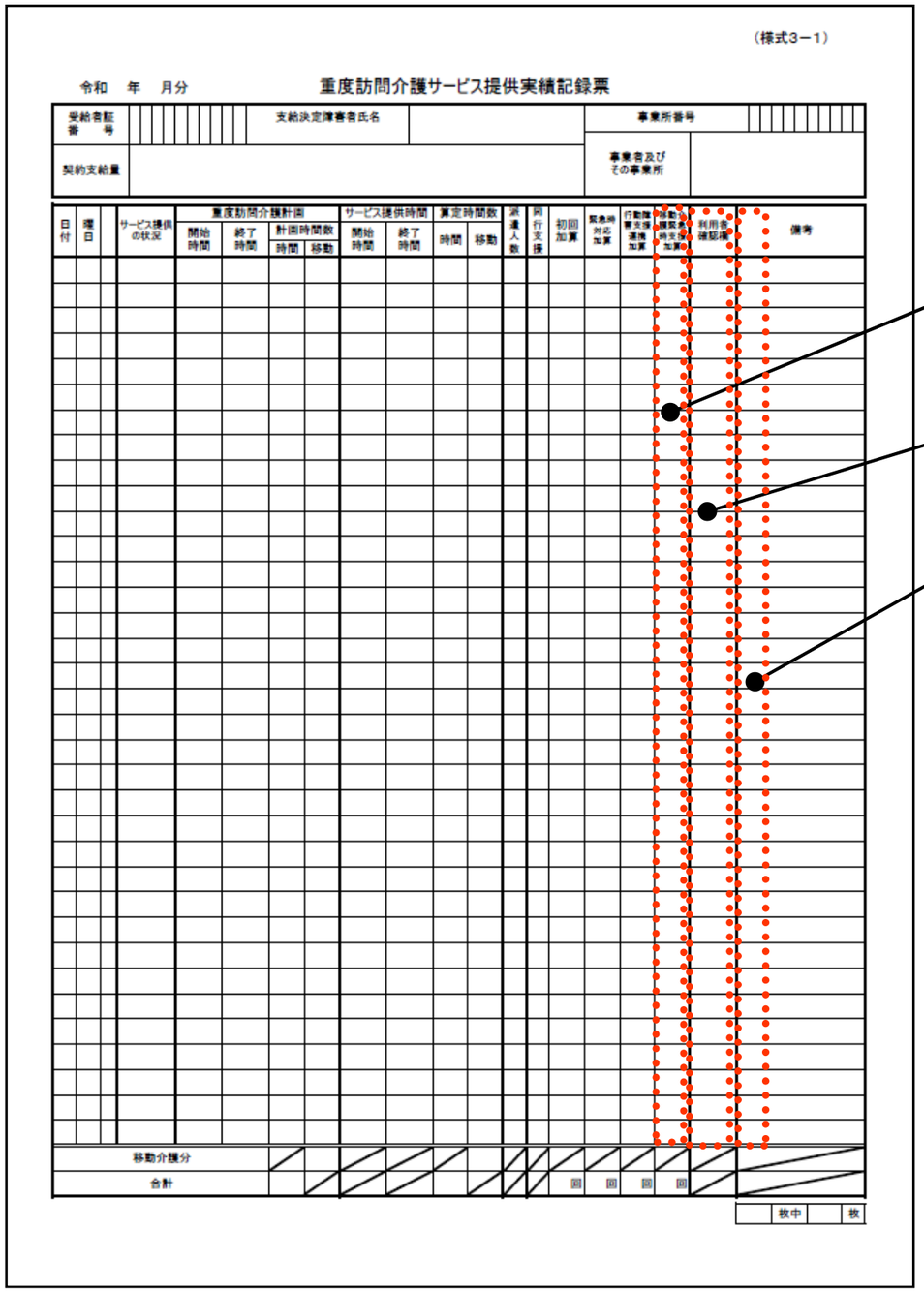
（様式３－１）

令和　年　月分　　重度訪問介護サービス提供実績記録票

受給者証番号	支給決定障害者氏名	事業所番号
契約支給量		事業者及びその事業所

日付	曜日		サービス提供の状況	重度訪問介護計画 開始時間	終了時間	計画時間数 時間	移動	サービス提供時間 開始時間	終了時間	算定時間数 時間	移動	派遣人数	同行支援	初回加算	緊急時対応加算	行動障害支援連携加算	移動介護緊急時支援加算	利用者確認欄	備考
移動介護分																			
合計													回	回	回	回			

枚中　　枚

実績記録票については、一事業所（事業所番号単位）の支給決定障害者等一人につき、一月に一件作成する。

「移動介護緊急時支援加算」欄を追加。
移動介護緊急時支援加算を算定する場合、「1」を記載する。

「利用者確認印」欄を「利用者確認欄」欄に変更。

「サービス提供者印」欄を削除。

重度障害者等包括支援サービス提供実績記録票の記載における変更点

重度障害者等包括支援サービス提供実績記録票（様式4）は、事業所番号（10桁）の3桁目が「1」の事業所が使用する様式。

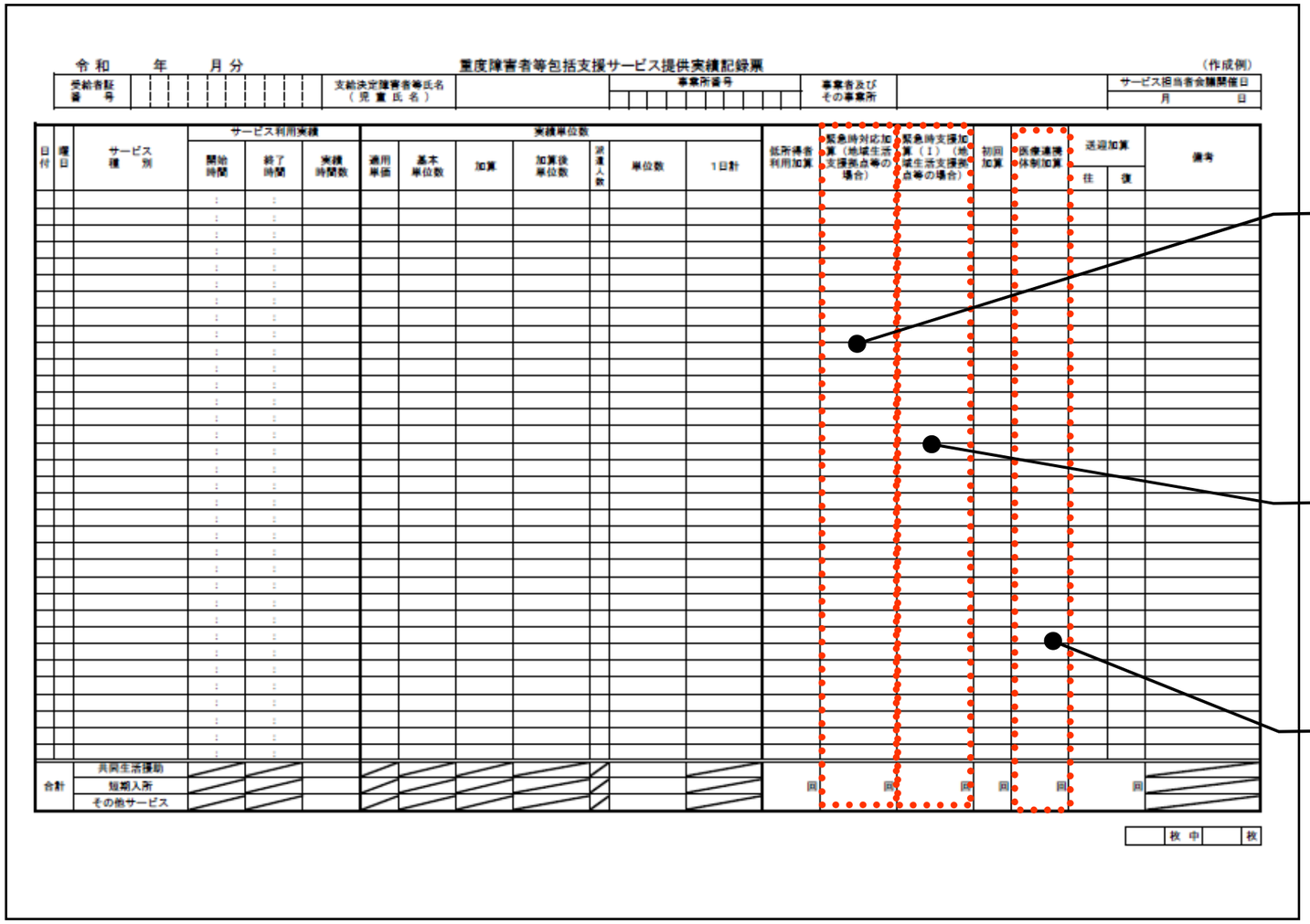

実績記録票については、一事業所（事業所番号単位）の支給決定障害者等一人につき、一月に一件作成する。

「緊急時対応加算（地域生活支援拠点等の場合）」欄を追加。
地域生活支援拠点等である当該指定重度障害者等包括支援事業所において、緊急時対応加算が算定される支援を行った場合、「1」を記載する。
※居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護のみ対象

「緊急時支援加算（Ⅰ）（地域生活支援拠点等の場合）」欄を追加。
地域生活支援拠点等である当該指定重度障害者等包括支援事業所において、緊急時支援加算（Ⅰ）が算定される支援を行った場合、「1」を記載する。
※自立生活援助のみ対象

「医療連携体制加算」欄の設定値を変更。
医療連携体制加算（Ⅰ）が算定される支援を行った場合、「1」を記載する。
医療連携体制加算（Ⅱ）が算定される支援を行った場合、「2」を記載する。
医療連携体制加算（Ⅲ）が算定される支援を行った場合、「3」を記載する。
医療連携体制加算（Ⅳ）が算定される支援を行った場合、「4」を記載する。
医療連携体制加算（Ⅴ）が算定される支援を行った場合、「5」を記載する。
医療連携体制加算（Ⅵ）が算定される支援を行った場合、「6」を記載する。
医療連携体制加算（Ⅷ）が算定される支援を行った場合、「8」を記載する。

短期入所サービス提供実績記録票の記載における変更点

短期入所サービス提供実績記録票（様式6）は、事業所番号（10桁）の3桁目が「1」、または「4」の事業所が使用する様式。

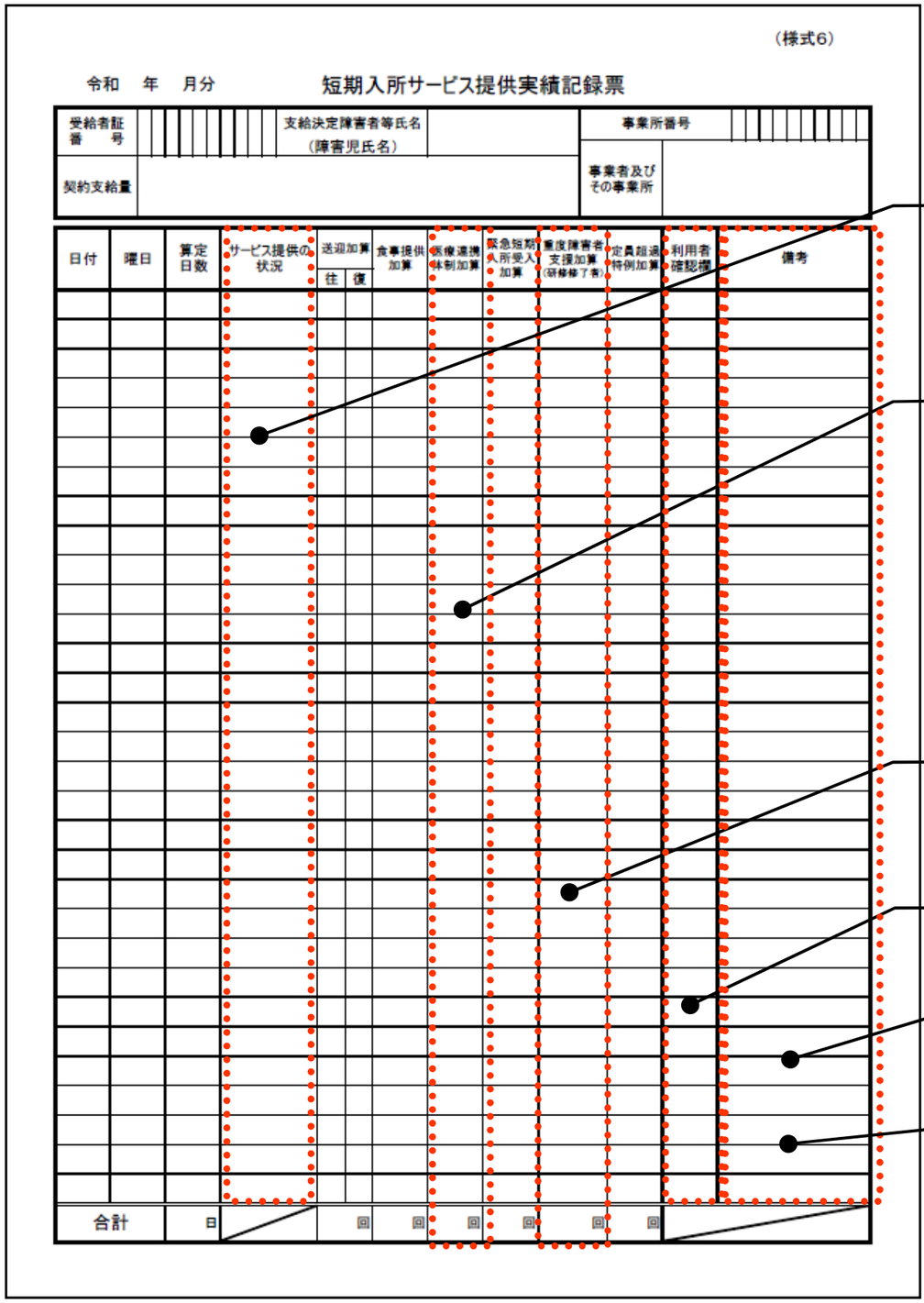
（様式6）

令和　年　月分　短期入所サービス提供実績記録票

受給者証番号		支給決定障害者等氏名（障害児氏名）		事業所番号	
契約支給量				事業者及びその事業所	

日付	曜日	算定日数	サービス提供の状況	送迎加算		食事提供加算	医療連携体制加算	緊急短期入所受入加算	重度障害者支援加算（研修修了者）	定員超過特例加算	利用者確認欄	備考
				往	復							
合計	日			回	回	回	回	回	回			

実績記録票については、一事業所（事業所番号単位）の支給決定障害者等一人につき、一月に一件作成する 。

「サービス提供の状況」欄を追加。
日中のみの利用の場合、「日中のみ」を記載する。
その他サービスと併給して利用した場合、「他サービス併給」を記載する。

「医療連携体制加算」欄の設定値を変更。
医療連携体制加算（Ⅰ）が算定される支援を行った場合、「1」を記載する。
医療連携体制加算（Ⅱ）が算定される支援を行った場合、「2」を記載する。
医療連携体制加算（Ⅲ）が算定される支援を行った場合、「3」を記載する。
医療連携体制加算（Ⅳ）が算定される支援を行った場合、「4」を記載する。
医療連携体制加算（Ⅴ）が算定される支援を行った場合、「5」を記載する。
医療連携体制加算（Ⅵ）が算定される支援を行った場合、「6」を記載する。
医療連携体制加算（Ⅷ）が算定される支援を行った場合、「8」を記載する。

「重度障害者支援加算(研修修了者)」欄を追加。
強度行動障害を有する者に対し、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が支援を行った場合、「1」を記載する。

「利用者確認印」欄を「利用者確認欄」欄に変更。

「重度障害者支援加算（研修修了者）」の記載について、「備考」欄ではなく加算欄に記載する。

日中活動に係る支援計画を作成し、日中活動を実施した場合、「備考」欄に「日中活動支援加算」を記載する。

生活介護サービス提供実績記録票の記載における変更点

生活介護サービス提供実績記録票（様式7）は、事業所番号（10桁）の3桁目が「1」、または「4」の事業所が使用する様式。

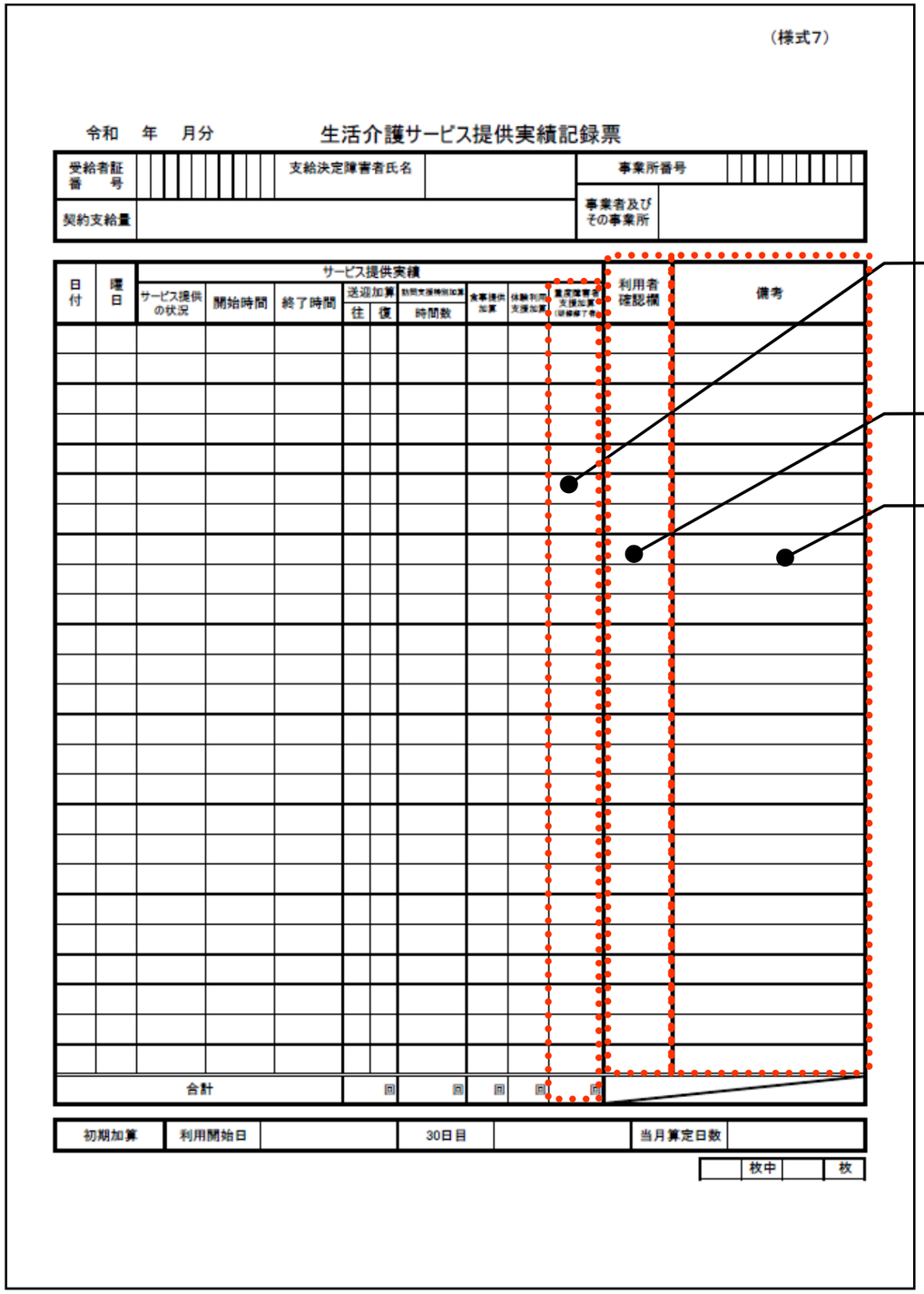
（様式7）

令和　年　月分　　生活介護サービス提供実績記録票

受給者証番号		支給決定障害者氏名		事業所番号	
契約支給量				事業者及びその事業所	

日付	曜日	サービス提供実績									利用者確認欄	備考
		サービス提供の状況	開始時間	終了時間	送迎加算		時間数	食事提供加算	体験利用支援加算	重度障害者支援加算（研修修了者）		
					往	復						
合計					回		回	回	回	回	回	

初期加算	利用開始日		30日目		当月算定日数	

枚中　枚

実績記録票については、一事業所（事業所番号単位）の支給決定障害者等一人につき、一月に一件作成する。

「重度障害者支援加算（研修修了者）」欄を追加。
強度行動障害を有する者に対し、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が支援を行った場合、「1」を記載する。

「利用者確認印」欄を「利用者確認欄」欄に変更。

「備考」欄から「重度障害者支援加算（Ⅱ・夜間支援）」の記載を削除

施設入所支援提供実績記録票の記載における変更点

施設入所支援提供実績記録票（様式9）は、事業所番号（10桁）の3桁目が「1」の事業所が使用する様式。

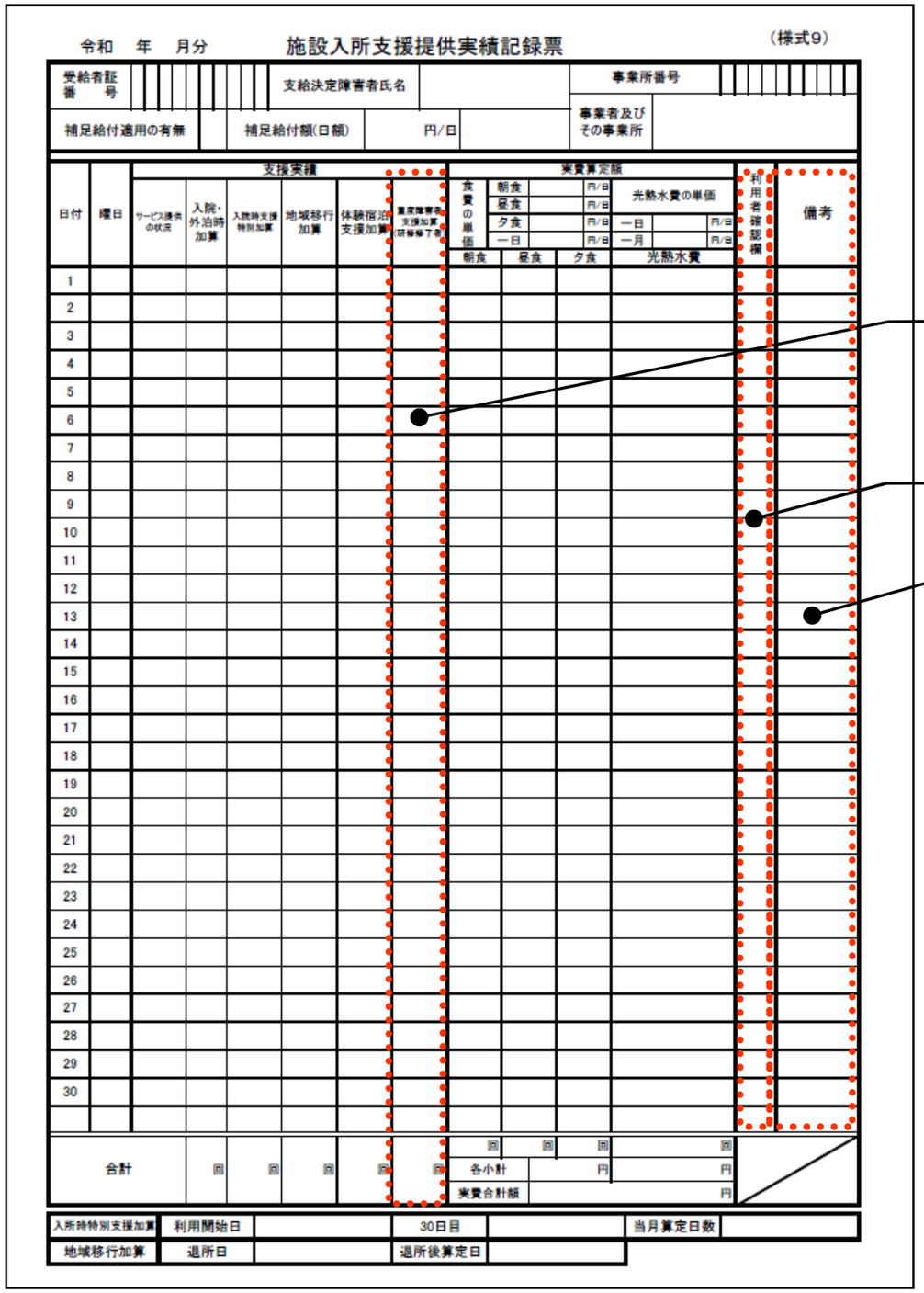

実績記録票については、一事業所（事業所番号単位）の支給決定障害者等一人につき、一月に一件作成する 。

「重度障害者支援加算（研修修了者）」欄を追加。
強度行動障害を有する者に対し、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が支援を行った場合、「1」を記載する。

「利用者確認印」欄を「利用者確認欄」欄に変更。

「備考」欄から「重度障害者支援加算（Ⅱ・夜間支援）」の記載を削除。

自立訓練(機能訓練)サービス提供実績記録票の記載における変更点

自立訓練(機能訓練)サービス提供実績記録票（様式１３）は、事業所番号（１０桁）の３桁目が「1」、または「4」の事業所が使用する様式。

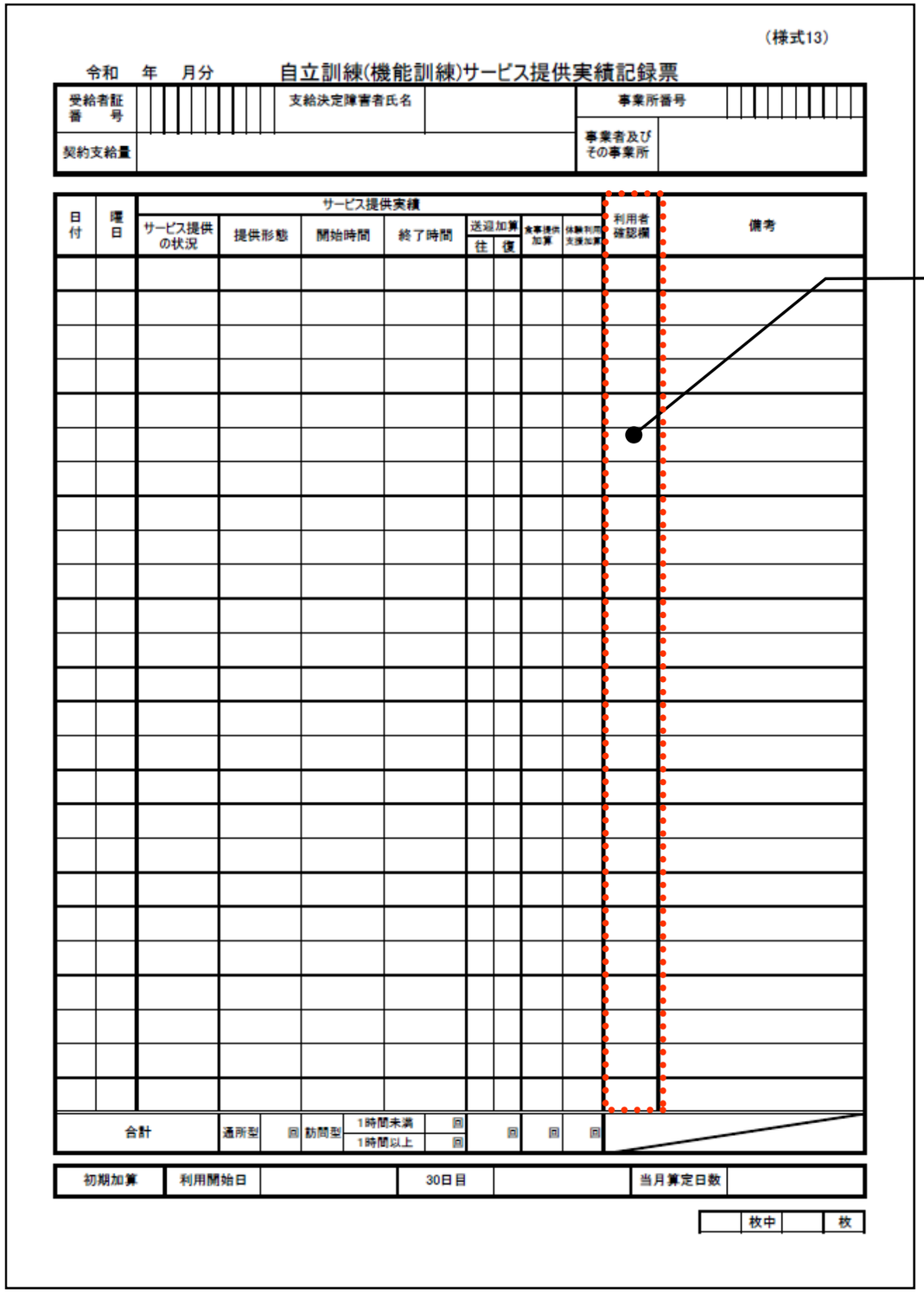

（様式13）

令和　年　月分　　自立訓練(機能訓練)サービス提供実績記録票

受給者証番号		支給決定障害者氏名		事業所番号	
契約支給量				事業者及びその事業所	

日付	曜日	サービス提供実績								利用者確認欄	備考
		サービス提供の状況	提供形態	開始時間	終了時間	送迎加算		食事提供加算	体験利用支援加算		
						往	復				
合計		通所型	回	訪問型	1時間未満	回	回	回	回		
					1時間以上	回					

初期加算	利用開始日		30日目		当月算定日数	

	枚中		枚

実績記録票については、一事業所（事業所番号単位）の支給決定障害者等一人につき、一月に一件作成する 。

「利用者確認印」欄を「利用者確認欄」欄に変更。

自立訓練(生活訓練)サービス提供実績記録票の記載における変更点

自立訓練(生活訓練)サービス提供実績記録票（様式１４）は、事業所番号（１０桁）の３桁目が「1」、または「4」の事業所が使用する様式。

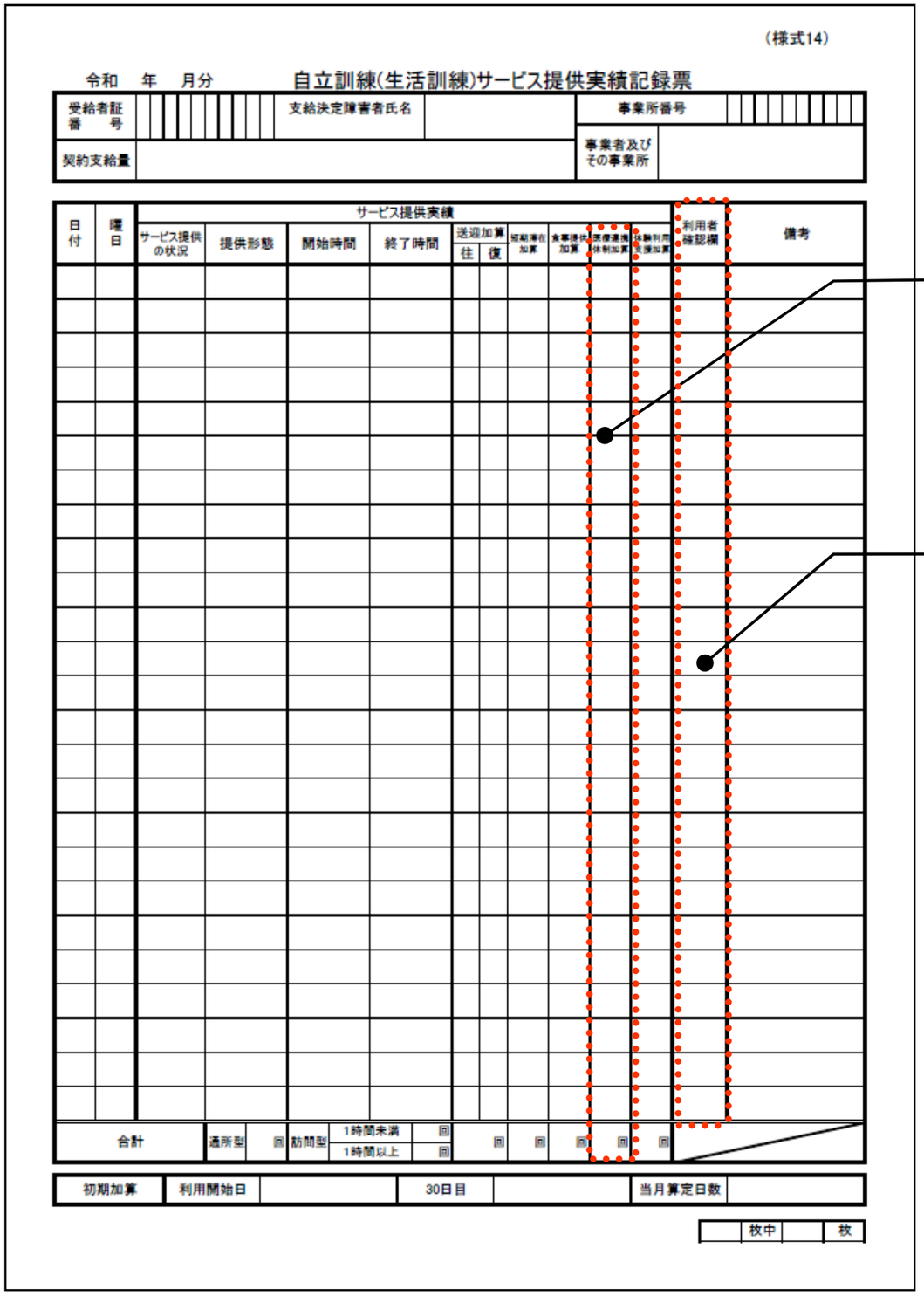
（様式14）

令和　年　月分　自立訓練(生活訓練)サービス提供実績記録票

受給者証番号		支給決定障害者氏名		事業所番号	
契約支給量				事業者及びその事業所	

日付	曜日	サービス提供の状況	提供形態	開始時間	終了時間	送迎加算 住	送迎加算 復	短期滞在加算	食事提供加算	医療連携体制加算	体験利用支援加算	利用者確認欄	備考

合計	通所型	回	訪問型	1時間未満	回	回	回	回	回	回	回
				1時間以上	回						

初期加算	利用開始日		30日目		当月算定日数	

枚中　枚

実績記録票については、一事業所（事業所番号単位）の支給決定障害者等一人につき、一月に一件作成する 。

「医療連携体制加算」欄の設定値を変更。
医療連携体制加算（Ⅰ）が算定される支援を行った場合、「1」を記載する。
医療連携体制加算（Ⅱ）が算定される支援を行った場合、「2」を記載する。
医療連携体制加算（Ⅲ）が算定される支援を行った場合、「3」を記載する。
医療連携体制加算（Ⅳ）が算定される支援を行った場合、「4」を記載する。
医療連携体制加算（Ⅵ）が算定される支援を行った場合、「6」を記載する。

「利用者確認印」欄を「利用者確認欄」欄に変更。

宿泊型自立訓練サービス提供実績記録票の記載における変更点

宿泊型自立訓練サービス提供実績記録票（様式１５）は、事業所番号（１０桁）の３桁目が「1」の事業所が使用する様式。

（様式15）

令和　年　月分　　宿泊型自立訓練サービス提供実績記録票

受給者証番号		支給決定障害者氏名		事業所番号	
				事業者及びその事業所	

日付	曜日	支援実績									備考
		サービス提供の状況	夜間支援等体制加算	食事提供加算	入院時支援特別加算	帰宅時支援加算	日中支援加算	医療連携体制加算	地域移行加算	利用者確認欄	
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											
合計			回	回	回	回	回	回	回		

初期加算	利用開始日		30日目		当月算定日数	
地域移行加算	退所日		退所後算定日			

実績記録票については、一事業所（事業所番号単位）の支給決定障害者等一人につき、一月に一件作成する 。

「医療連携体制加算」欄の設定値を変更。
医療連携体制加算（Ⅰ）が算定される支援を行った場合、「1」を記載する。
医療連携体制加算（Ⅱ）が算定される支援を行った場合、「2」を記載する。
医療連携体制加算（Ⅲ）が算定される支援を行った場合、「3」を記載する。
医療連携体制加算（Ⅳ）が算定される支援を行った場合、「4」を記載する。
医療連携体制加算（Ⅵ）が算定される支援を行った場合、「6」を記載する。

「利用者確認印」欄を「利用者確認欄」欄に変更。

就労移行支援提供実績記録票の記載における変更点

就労移行支援提供実績記録票（様式１６）は、事業所番号（１０桁）の３桁目が「1」の事業所が使用する様式。

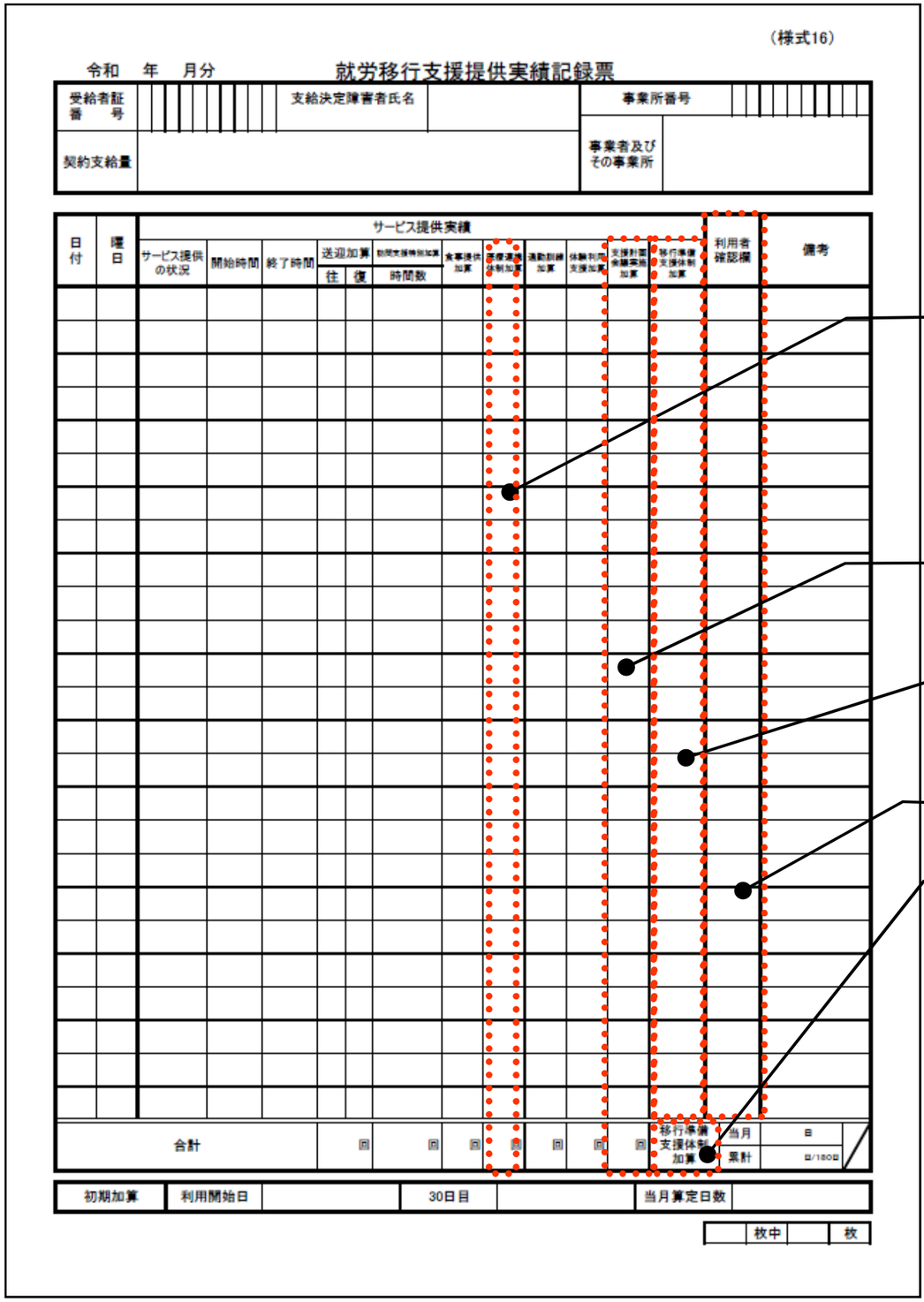

実績記録票については、一事業所（事業所番号単位）の支給決定障害者等一人につき、一月に一件作成する 。

「医療連携体制加算」欄の設定値を変更。
医療連携体制加算（Ⅰ）が算定される支援を行った場合、「1」を記載する。
医療連携体制加算（Ⅱ）が算定される支援を行った場合、「2」を記載する。
医療連携体制加算（Ⅲ）が算定される支援を行った場合、「3」を記載する。
医療連携体制加算（Ⅳ）が算定される支援を行った場合、「4」を記載する。
医療連携体制加算（Ⅵ）が算定される支援を行った場合、「6」を記載する。

「支援計画会議実施加算」欄を追加。
支援計画会議実施加算を算定する場合、「1」を記載する。

「移行準備支援体制」欄の設定値を変更。
移行準備支援体制加算の算定要件を満たす支援を行った場合、「1」を記載する。

「利用者確認印」欄を「利用者確認欄」欄に変更。

「移行準備支援体制加算（Ⅰ）」欄を「移行準備支援体制加算」欄に変更。
移行準備支援体制加算が算定される支援を行った場合のみの当月の日数合計を記載する。

就労継続支援提供実績記録票の記載における変更点

就労継続支援提供実績記録票（様式１７）は、事業所番号（１０桁）の３桁目が「1」、または「4」の事業所が使用する様式。

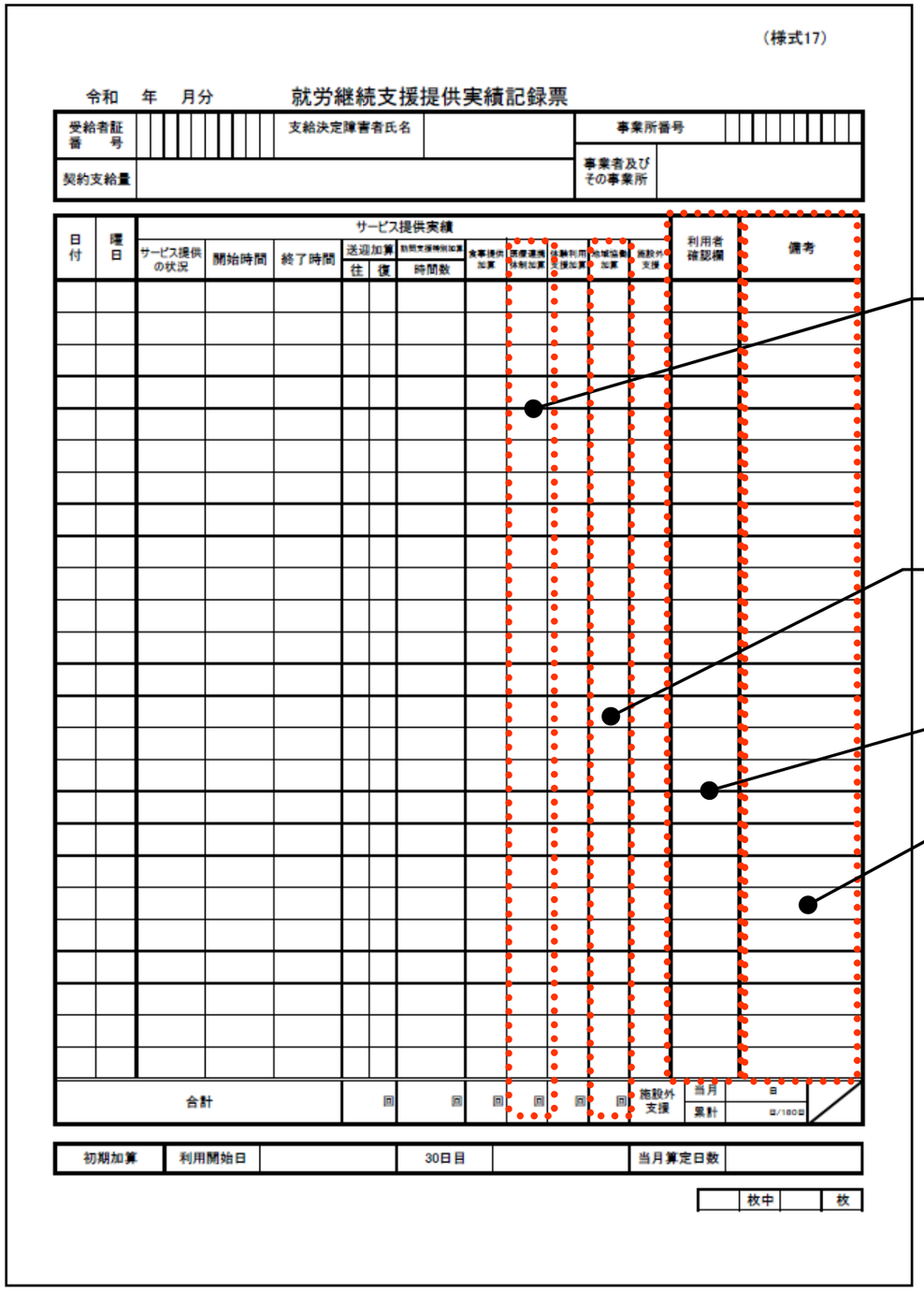
（様式17）

令和　年　月分　就労継続支援提供実績記録票

受給者証番号		支給決定障害者氏名		事業所番号	
契約支給量				事業者及びその事業所	

日付	曜日	サービス提供実績											利用者確認欄	備考
		サービス提供の状況	開始時間	終了時間	送迎加算		訪問支援特別加算	食事提供加算	医療連携体制加算	休日利用支援加算	地域協働加算	施設外支援		
					往	復	時間数							
合計					回	回		回	回	回	回	回	施設外支援 当月 日 累計 日/180日	

初期加算	利用開始日		30日目		当月算定日数	

枚中　枚

実績記録票については、一事業所（事業所番号単位）の支給決定障害者等一人につき、一月に一件作成する 。

「医療連携体制加算」欄の設定値を変更。
医療連携体制加算（Ⅰ）が算定される支援を行った場合、「1」を記載する。
医療連携体制加算（Ⅱ）が算定される支援を行った場合、「2」を記載する。
医療連携体制加算（Ⅲ）が算定される支援を行った場合、「3」を記載する。
医療連携体制加算（Ⅳ）が算定される支援を行った場合、「4」を記載する。
医療連携体制加算（Ⅵ）が算定される支援を行った場合、「6」を記載する。

「地域協働加算」欄を追加。
地域協働加算が算定される支援を行った場合、「1」を記載する。
※就労継続支援Ｂ型のみ記載する。

「利用者確認印」欄を「利用者確認欄」欄に変更。

ピアサポート実施加算が算定される支援を行った場合、「備考」欄に「ピアサポート実施加算」を記載する。
※就労継続支援Ｂ型のみ記載する。

共同生活援助サービス提供実績記録票（様式１８－１）の記載における変更点

共同生活援助サービス提供実績記録票（様式１８－１）は、事業所番号（１０桁）の３桁目が「2」の事業所が使用する様式。

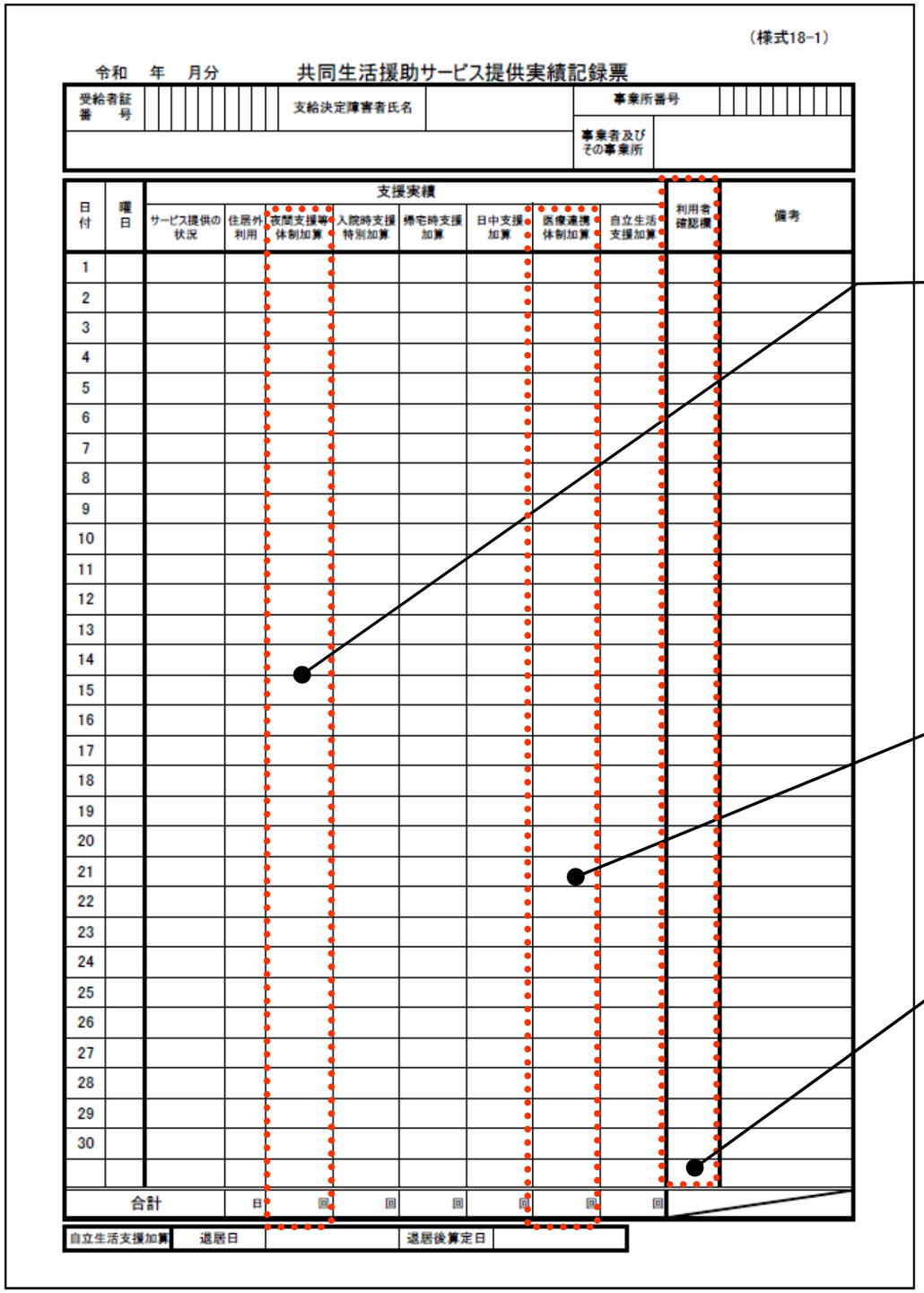
（様式18-1）

令和　年　月分　　共同生活援助サービス提供実績記録票

受給者証番号		支給決定障害者氏名		事業所番号	
				事業者及びその事業所	

日付	曜日	支援実績								利用者確認欄	備考
		サービス提供の状況	住居外利用	夜間支援等体制加算	入院時支援特別加算	帰宅時支援加算	日中支援加算	医療連携体制加算	自立生活支援加算		
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											
合計		日	回	回	回	回	回	回			

自立生活支援加算	退居日		退居後算定日	

実績記録票については、一事業所（事業所番号単位）の支給決定障害者等一人につき、一月に一件作成する 。

「夜間支援等体制加算」欄の設定値を変更。
夜間支援等体制加算（Ⅰ）の算定要件を満たす場合、「1」を記載する。
夜間支援等体制加算（Ⅱ）の算定要件を満たす場合、「2」を記載する。
夜間支援等体制加算（Ⅲ）の算定要件を満たす場合、「3」を記載する。
夜間支援等体制加算（Ⅰ）及び（Ⅳ）の算定要件を満たす場合、「4」を記載する。
夜間支援等体制加算（Ⅰ）及び（Ⅴ）の算定要件を満たす場合、「5」を記載する。
夜間支援等体制加算（Ⅰ）及び（Ⅵ）の算定要件を満たす場合、「6」を記載する。
※すべてサービス提供日に限る。
※夜間支援等体制加算（Ⅳ）、（Ⅴ）及び（Ⅵ）については、夜間支援等体制加算（Ⅰ）が算定されている場合にのみ算定可能。

「医療連携体制加算」欄の設定値を変更。
医療連携体制加算（Ⅰ）が算定される支援を行った場合、「1」を記載する。
医療連携体制加算（Ⅱ）が算定される支援を行った場合、「2」を記載する。
医療連携体制加算（Ⅲ）が算定される支援を行った場合、「3」を記載する。
医療連携体制加算（Ⅳ）が算定される支援を行った場合、「4」を記載する。
医療連携体制加算（Ⅵ）が算定される支援を行った場合、「6」を記載する。

「利用者確認印」欄を「利用者確認欄」欄に変更。

共同生活援助サービス提供実績記録票（様式１８－２）の記載における変更点

共同生活援助サービス提供実績記録票（様式１８－２）は、事業所番号（１０桁）の３桁目が「2」の事業所が使用する様式。

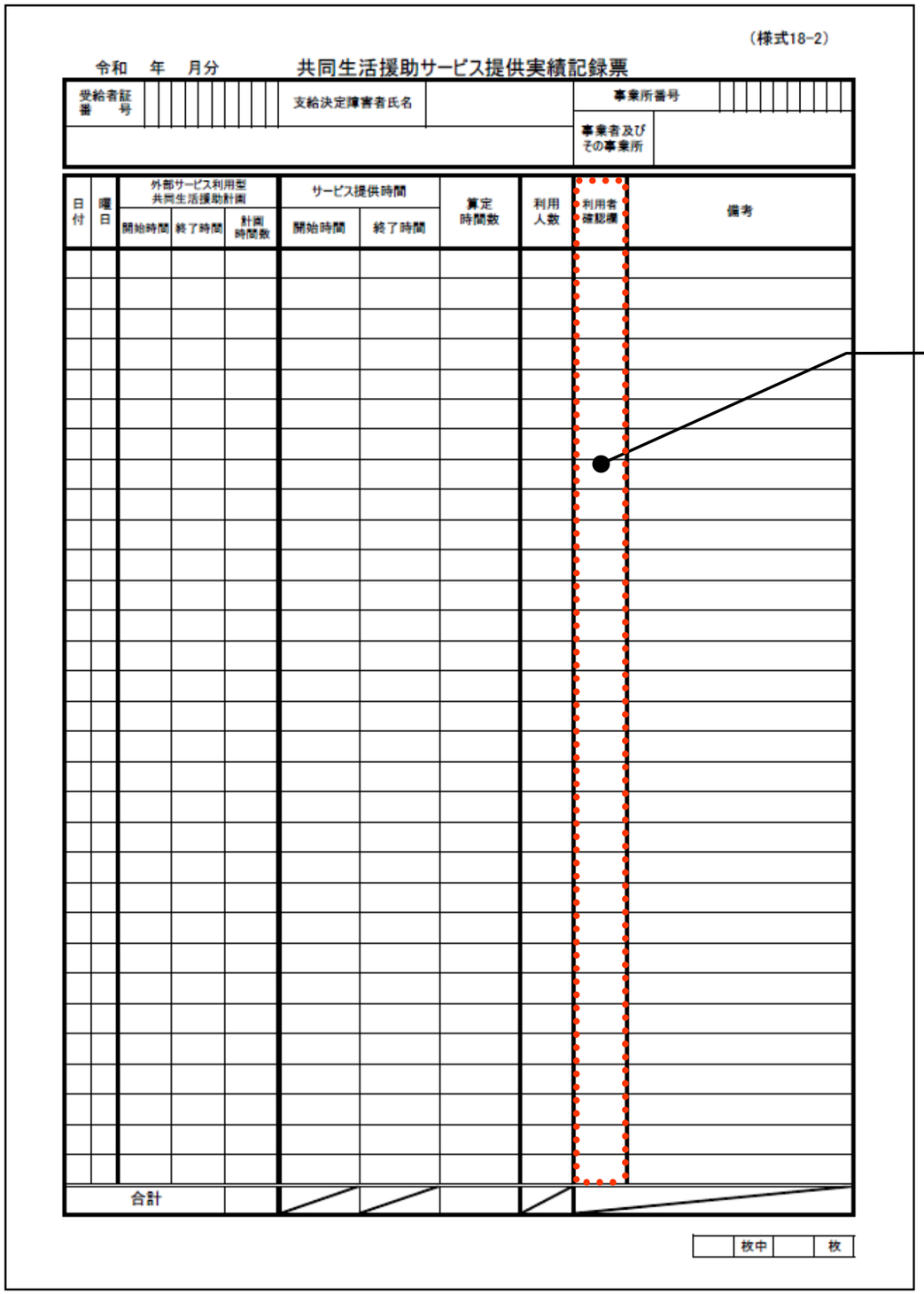
（様式18-2）

令和　年　月分　　共同生活援助サービス提供実績記録票

受給者証番号	支給決定障害者氏名	事業所番号
		事業者及びその事業所

日付	曜日	外部サービス利用型共同生活援助計画 開始時間	終了時間	計画時間数	サービス提供時間 開始時間	終了時間	算定時間数	利用人数	利用者確認欄	備考
合計										

枚中　枚

実績記録票については、一事業所（事業所番号単位）の支給決定障害者等一人につき、一月に一件作成する 。

「利用者確認印」欄を「利用者確認欄」欄に変更。

同行援護サービス提供実績記録票の記載における変更点

同行援護サービス提供実績記録票（様式１９）は、事業所番号（１０桁）の３桁目が「1」、または「4」の事業所が使用する様式。

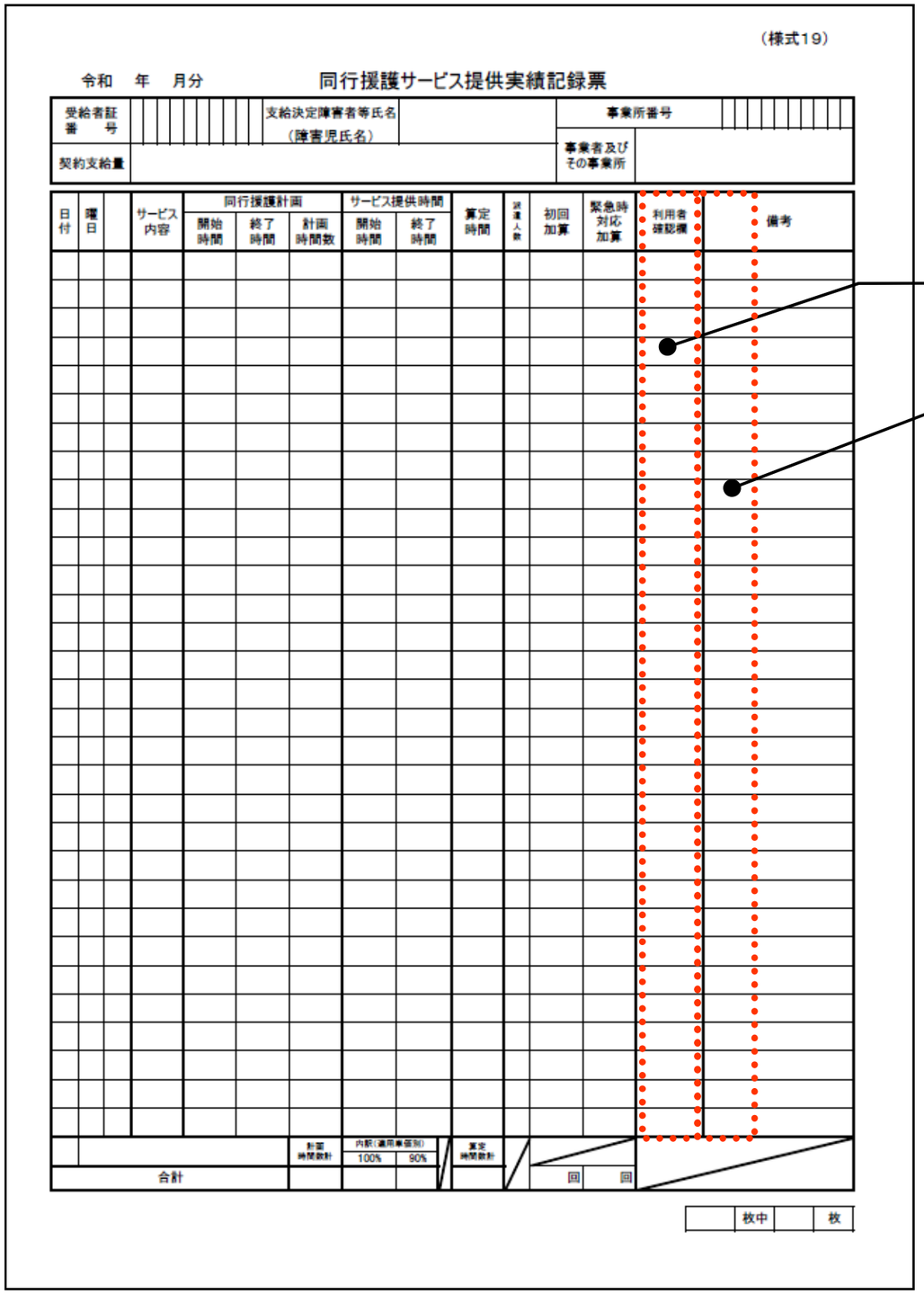
（様式19）

令和　年　月分　　同行援護サービス提供実績記録票

受給者証番号		支給決定障害者等氏名（障害児氏名）		事業所番号	
契約支給量				事業者及びその事業所	

日付	曜日		サービス内容	同行援護計画 開始時間	同行援護計画 終了時間	同行援護計画 計画時間数	サービス提供時間 開始時間	サービス提供時間 終了時間	算定時間	送迎人数	初回加算	緊急時対応加算	利用者確認欄	備考
合計				計画時間数計	内訳（適用単価別） 100%	内訳（適用単価別） 90%		算定時間数計		回	回			

枚中　枚

実績記録票については、一事業所（事業所番号単位）の支給決定障害者等一人につき、一月に一件作成する。

「利用者確認印」欄を「利用者確認欄」欄に変更。

「サービス提供者印」欄を削除。

地域移行支援提供実績記録票の記載における変更点

地域移行支援提供実績記録票（様式２０）は、事業所番号（１０桁）の３桁目が「3」の事業所が使用する様式。

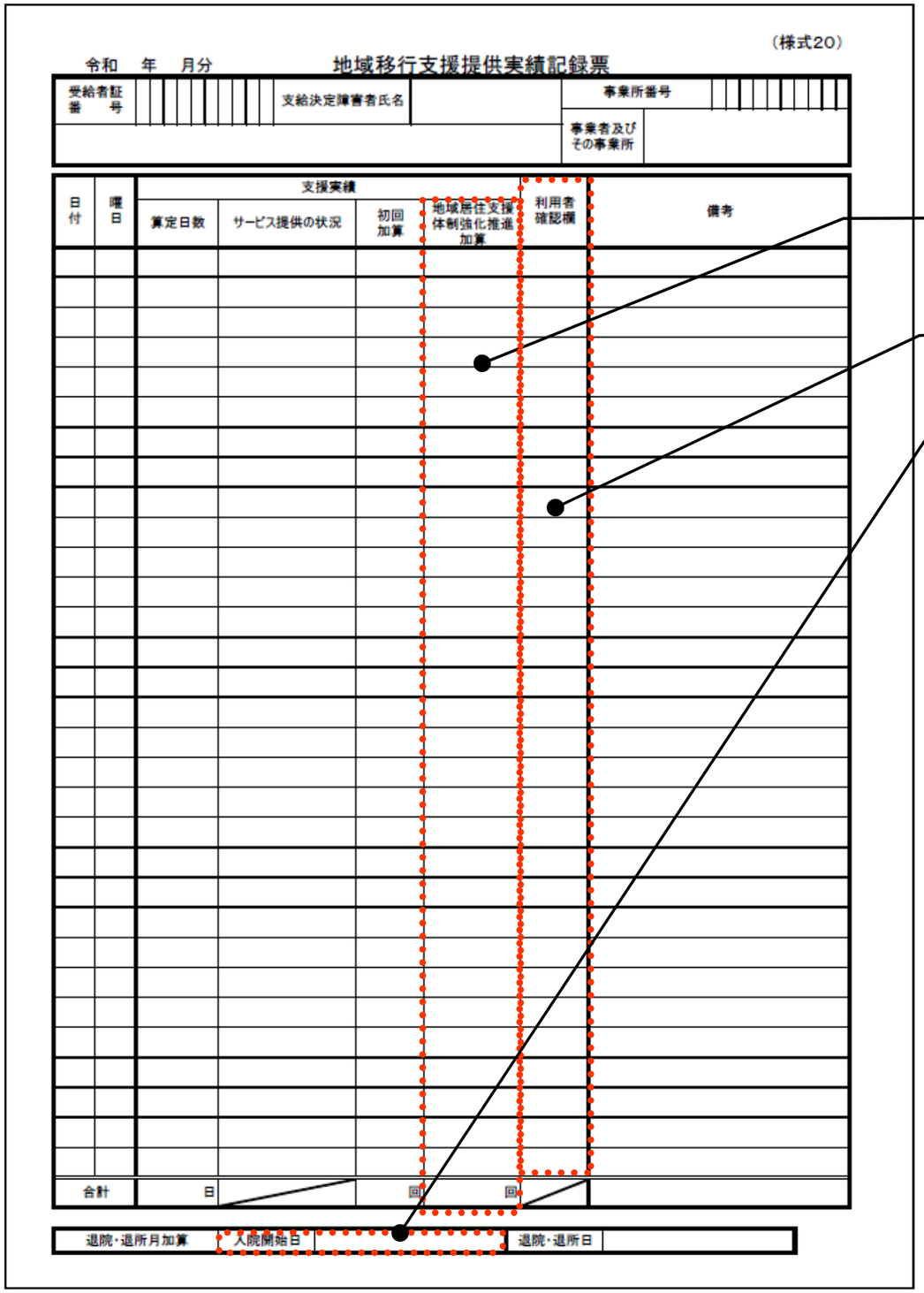

実績記録票については、一事業所（事業所番号単位）の支給決定障害者等一人につき、一月に一件作成する 。

「地域居住支援体制強化推進加算」欄を追加。
地域居住支援体制強化推進加算を算定する場合、「1」を記載する。

「利用者確認印」欄を「利用者確認欄」欄に変更。

「退院･退所月加算」欄に「入院開始日」欄を追加。
退院･退所月加算を算定する場合、施設等への入院開始日を記載する。

地域定着支援提供実績記録票の記載における変更点

地域定着支援提供実績記録票（様式21）は、事業所番号（10桁）の3桁目が「3」の事業所が使用する様式。

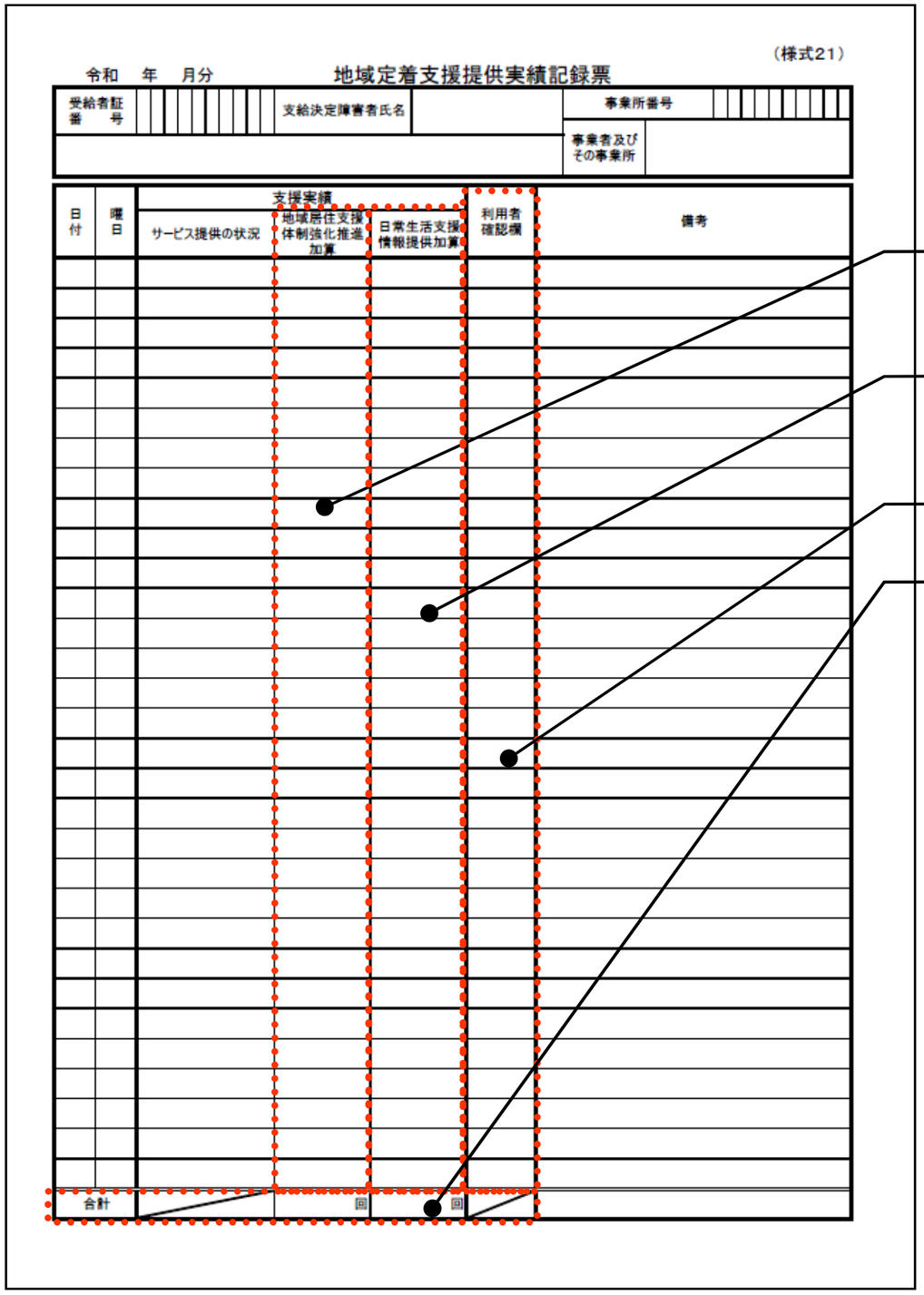

実績記録票については、一事業所（事業所番号単位）の支給決定障害者等一人につき、一月に一件作成する。

「地域居住支援体制強化推進加算」欄を追加。
地域居住支援体制強化推進加算を算定する場合、「1」を記載する。

「日常生活支援情報提供加算」欄を追加。
日常生活支援情報提供加算を算定する場合、「1」を記載する。

「利用者確認印」欄を「利用者確認欄」欄に変更。

「合計」欄を追加。

就労定着支援提供実績記録票の記載における留意点

就労定着支援提供実績記録票（様式２２）は、事業所番号（１０桁）の３桁目が「1」の事業所が使用する様式。

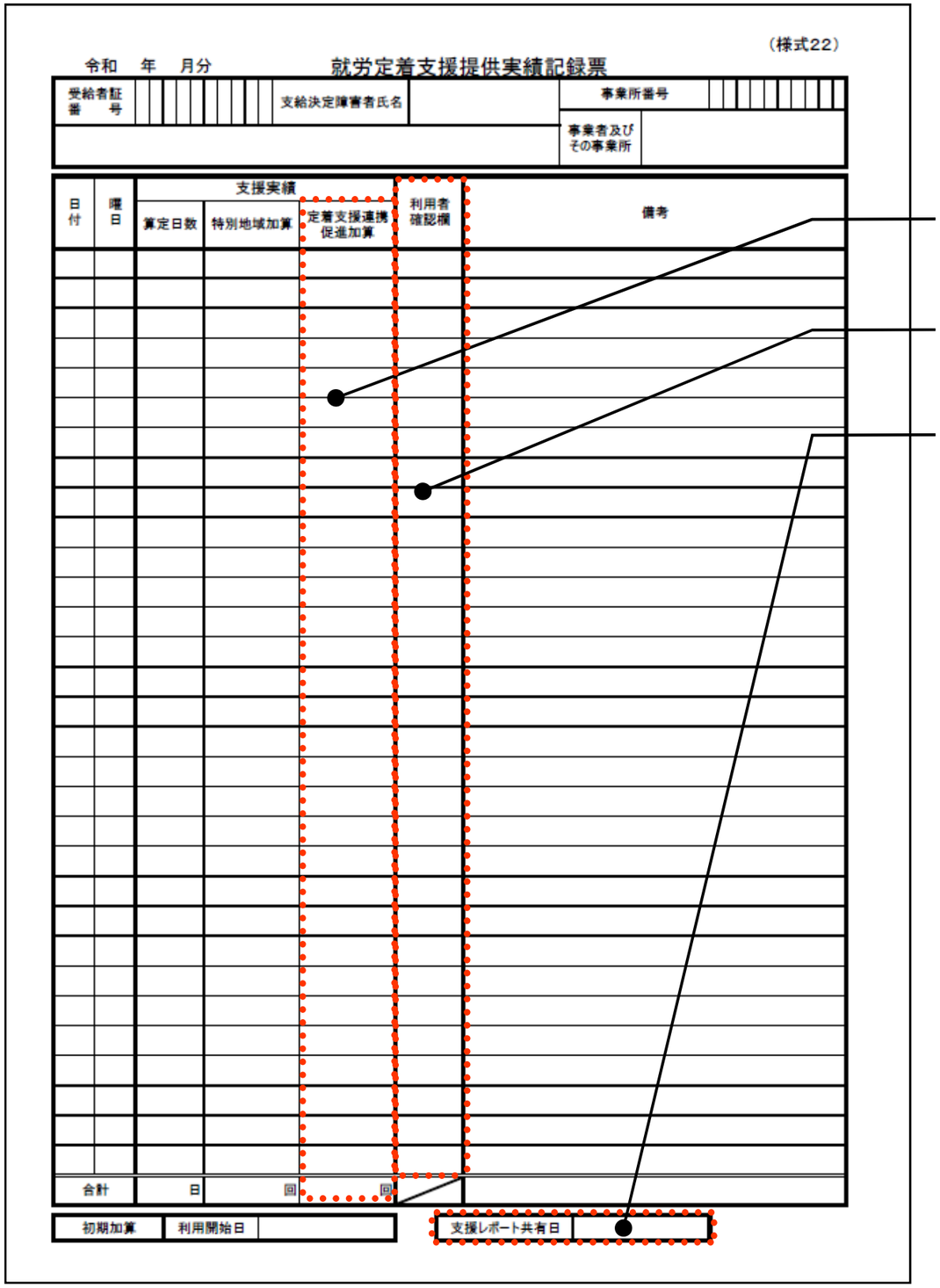

実績記録票については、一事業所（事業所番号単位）の支給決定障害者等一人につき、一月に一件作成する 。

「定着支援連携促進加算」欄を追加。
定着支援連携促進加算を算定する場合、「1」を記載する。

「利用者確認印」欄を「利用者確認欄」欄に変更。

「支援レポート共有日」欄を追加。
本体報酬を算定する上で必要な支援レポートを共有した日を記載する。

自立生活援助提供実績記録票の記載における留意点

自立生活援助提供実績記録票（様式２３）は、事業所番号（１０桁）の３桁目が「1」の事業所が使用する様式。

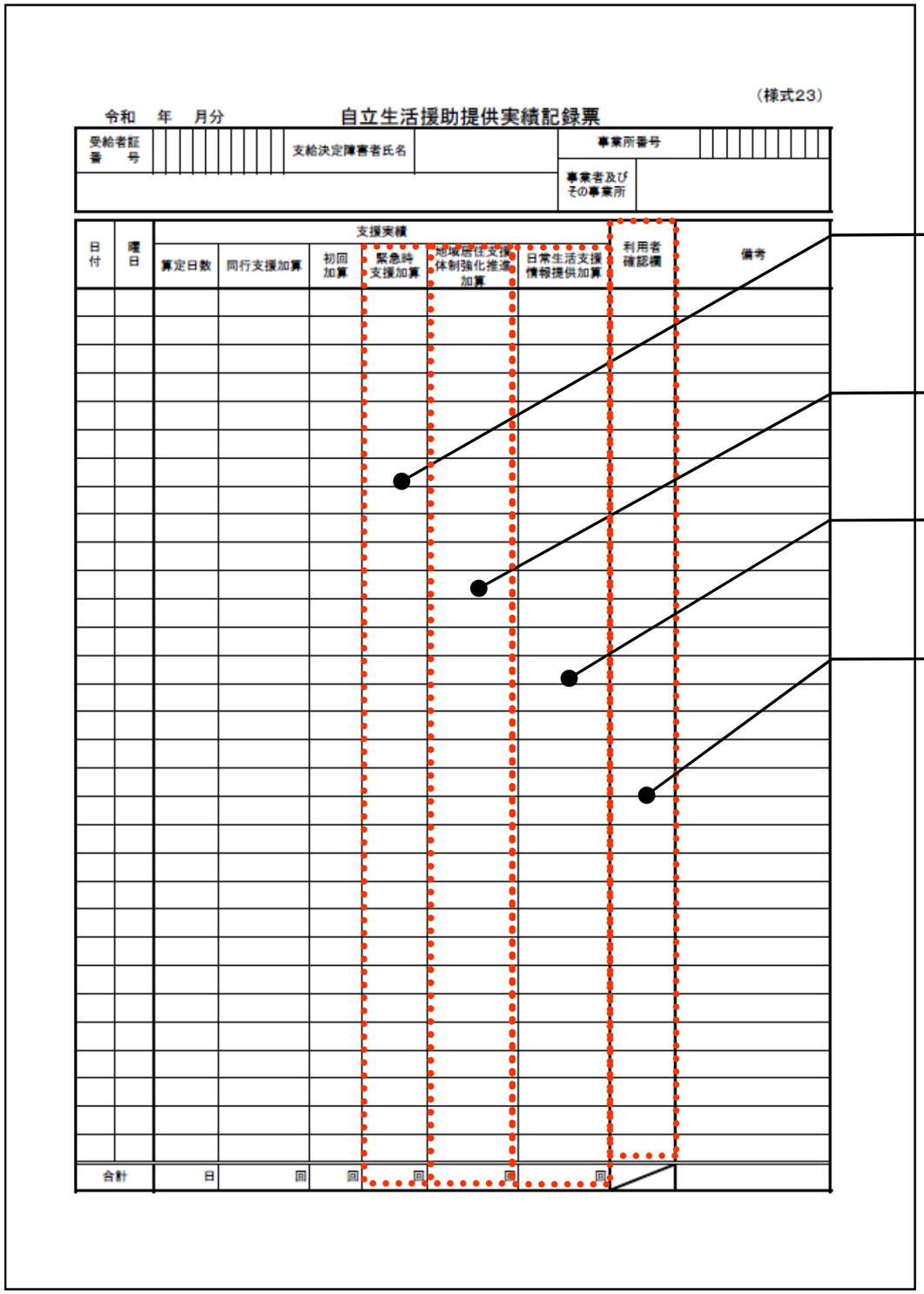

実績記録票については、一事業所（事業所番号単位）の支給決定障害者等一人につき、一月に一件作成する 。

「緊急時支援加算」欄を追加。
緊急時支援加算（Ⅰ）が算定される支援を行った場合、「1」を記載する。
緊急時支援加算（Ⅱ）が算定される支援を行った場合、「2」を記載する。

「地域居住支援体制強化推進加算」欄を追加。
地域居住支援体制強化推進加算を算定する場合、「1」を記載する。

「日常生活支援情報提供加算」欄を追加。
日常生活支援情報提供加算を算定する場合、「1」を記載する。

「利用者確認印」欄を「利用者確認欄」欄に変更。

障害児入所支援提供実績記録票の記載における変更点

障害児入所支援提供実績記録票（様式１）は、事業所番号（１０桁）の３桁目が「5」の事業所が使用する様式。

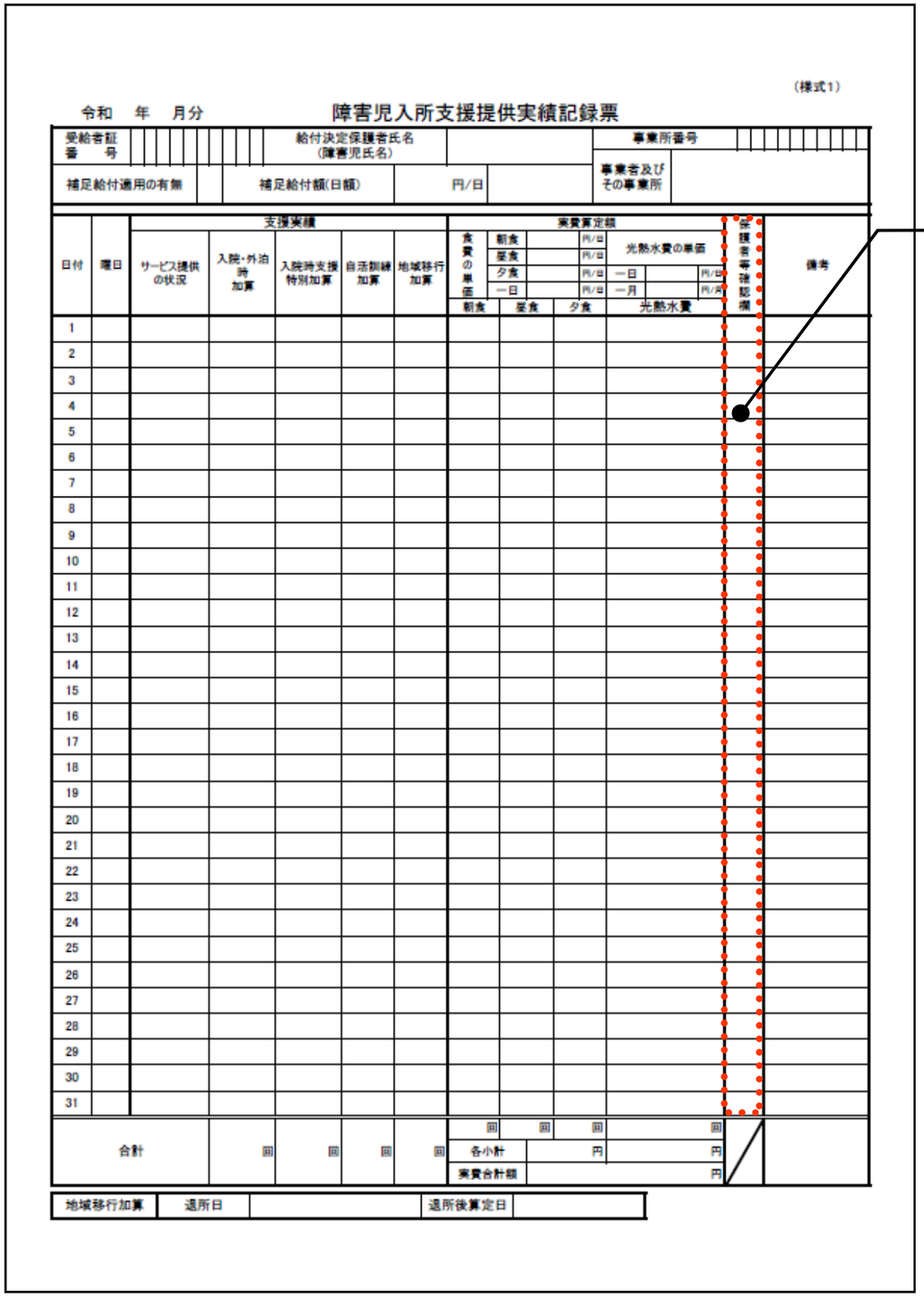

（様式１）

令和　年　月分　障害児入所支援提供実績記録票

受給者証番号	給付決定保護者氏名（障害児氏名）	事業所番号
補足給付適用の有無	補足給付額（日額）　円/日	事業者及びその事業所

日付	曜日	支援実績：サービス提供の状況	入院・外泊時加算	入院時支援特別加算	自活訓練加算	地域移行加算	実費算定額：食費の単価 朝食	昼食	夕食	光熱水費の単価	保護者等確認欄	備考
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												
31												
合計		回	回	回	回	回	回	回	回	回		
							各小計		円	円		
							実費合計額			円		

地域移行加算	退所日		退所後算定日	

実績記録票については、一事業所（事業所番号単位）の給付決定保護者一人につき、一月に一件作成する 。

「保護者等確認印」欄を「保護者等確認欄」欄に変更。

児童発達支援提供実績記録票の記載における変更点

児童発達支援提供実績記録票（様式3）は、事業所番号（10桁）の3桁目が「5」、または「8」の事業所が使用する様式。

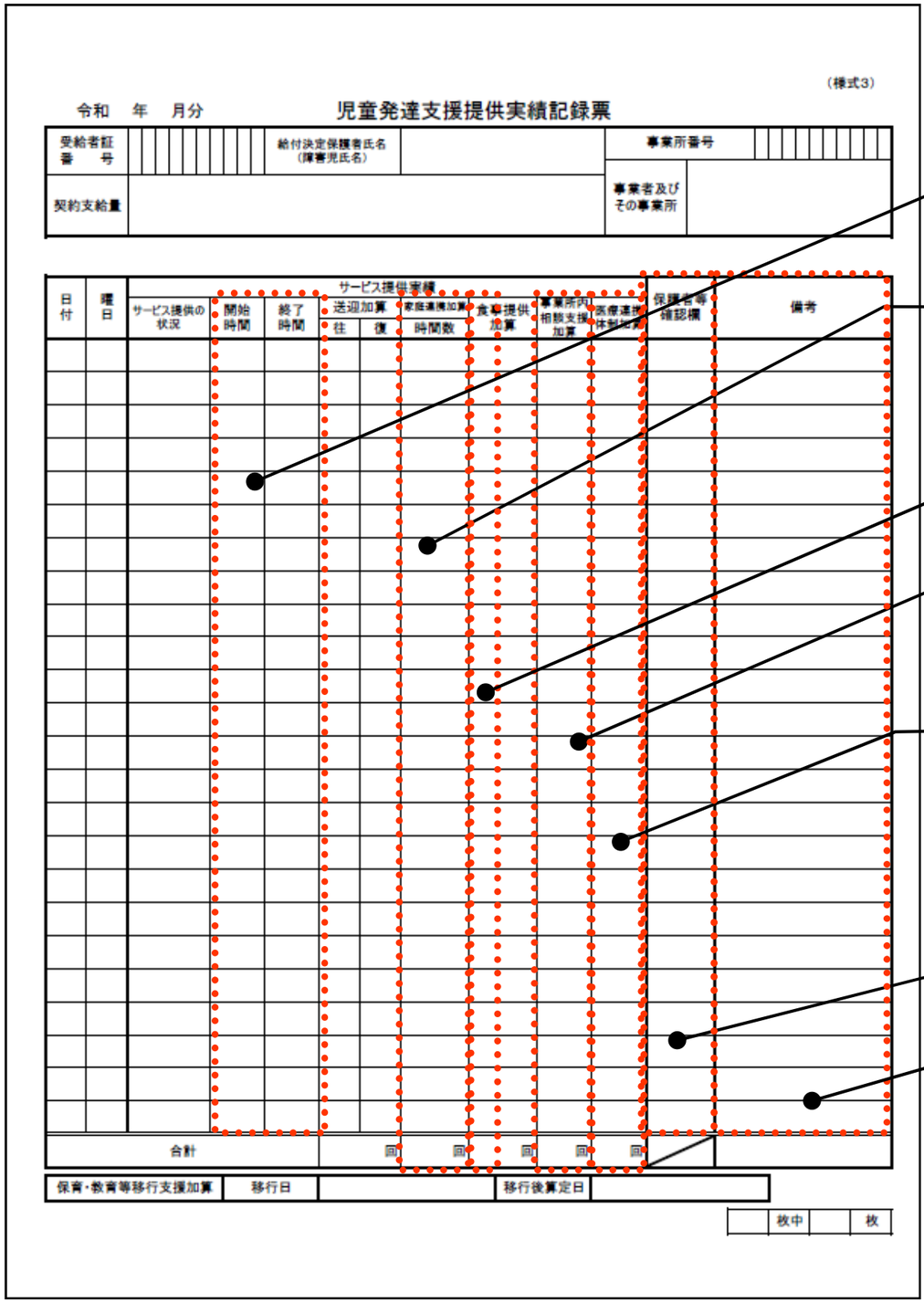

実績記録票については、一事業所（事業所番号単位）の給付決定保護者一人につき、一月に一件作成する 。

「開始時間」欄、「終了時間」欄を変更。
本体報酬の対象となる支援を行う場合、その開始時間及び終了時間を記載する。

「家庭連携加算」欄を変更。
家庭連携加算の算定要件を満たす訪問による相談援助等を行う場合、その時間を記載する。
※ 月に4回を限度とする。
※ 報酬上算定できる回数にかかわらず、要件を満たす場合は記載する。
※ 相談援助等の開始時間及び終了時間については、備考欄に記載する。

「訪問支援特別加算」欄を削除。

「事業所内相談支援加算」欄を変更。
事業所内相談支援加算の算定要件を満たす相談援助等を行う場合、「1」を記載する。
※ 月に各1回（相談支援、ペアトレーニング）を限度とする。

「医療連携体制加算」欄の設定値を変更。
医療連携体制加算（Ⅰ）が算定される支援を行った場合、「1」を記載する。
医療連携体制加算（Ⅱ）が算定される支援を行った場合、「2」を記載する。
医療連携体制加算（Ⅲ）が算定される支援を行った場合、「3」を記載する。
医療連携体制加算（Ⅳ）が算定される支援を行った場合、「4」を記載する。
医療連携体制加算（Ⅴ）が算定される支援を行った場合、「5」を記載する。
医療連携体制加算（Ⅶ）が算定される支援を行った場合、「7」を記載する。

「保護者等確認印」欄を「保護者等確認欄」欄に変更。

・事業所内相談支援加算の算定要件（ペアトレーニングを行う場合を除く）を満たす相談援助を行う場合、相談援助の開始時間及び終了時間を「備考」欄に記載する。
　※ 月に1回を限度とする。

・事業所内相談支援加算の算定要件（ペアトレーニングを行う場合）を満たす場合、ペアトレーニングの開始時間及び終了時間を「備考」欄に記載する。
　※ 月に1回を限度とする。

医療型児童発達支援提供実績記録票の記載における変更点

医療型児童発達支援提供実績記録票（様式4）は、事業所番号（10桁）の3桁目が「5」の事業所が使用する様式。

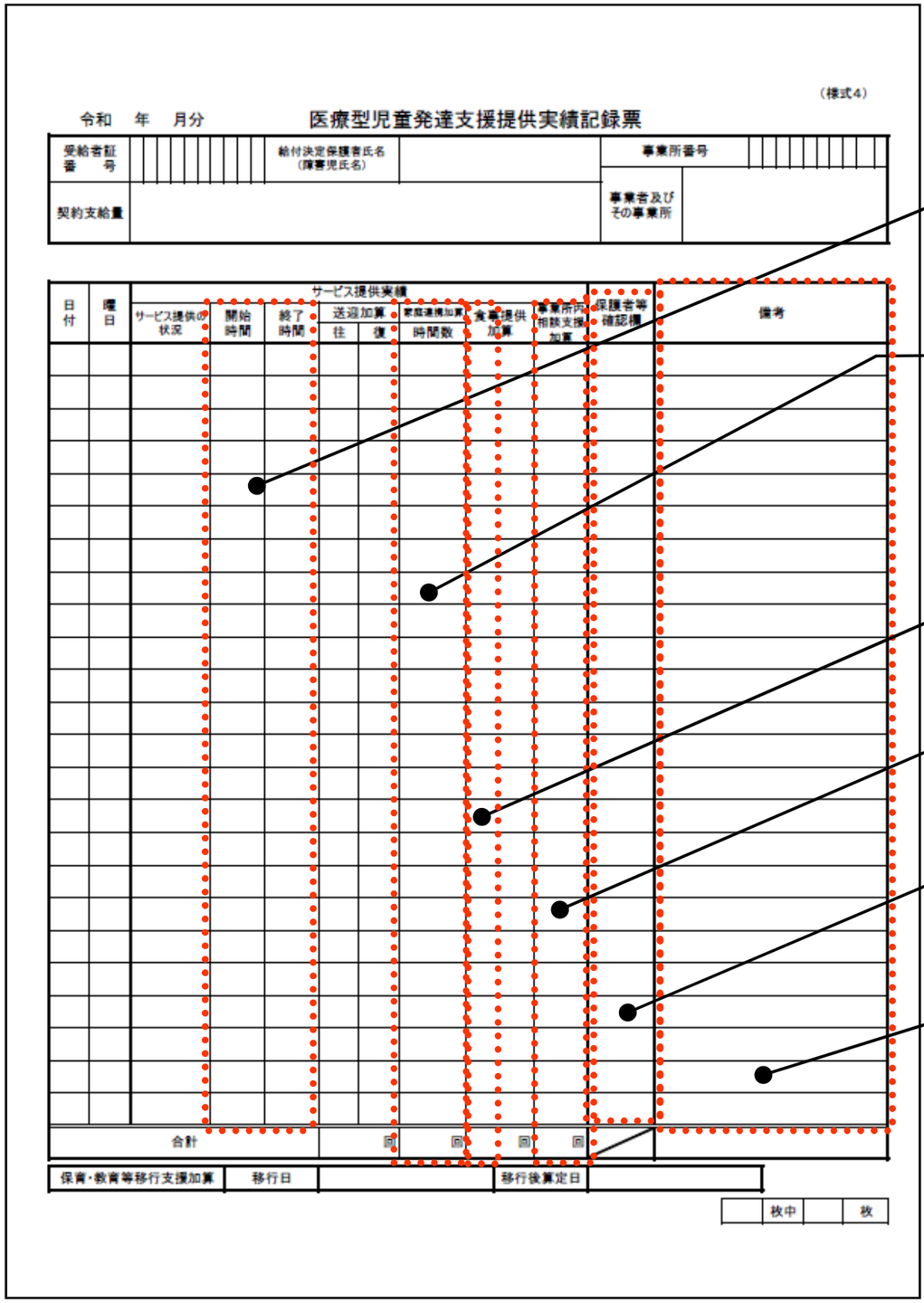
（様式4）

令和　年　月分　　医療型児童発達支援提供実績記録票

受給者証番号		給付決定保護者氏名（障害児氏名）		事業所番号	
契約支給量				事業者及びその事業所	

日付	曜日	サービス提供実績									備考
		サービス提供の状況	開始時間	終了時間	送迎加算 往	送迎加算 復	家庭連携加算 時間数	食事提供加算	事業所内相談支援加算	保護者等確認欄	
合計					回	回	回	回			

保育・教育等移行支援加算	移行日		移行後算定日	

枚中　　枚

実績記録票については、一事業所（事業所番号単位）の給付決定保護者一人につき、一月に一件作成する。

「開始時間」欄、「終了時間」欄を変更。
本体報酬の対象となる支援を行う場合、その開始時間及び終了時間を記載する。

「家庭連携加算」欄を変更。
家庭連携加算の算定要件を満たす訪問による相談援助等を行う場合、その時間を記載する。
※ 月に4回を限度とする。
※ 報酬上算定できる回数にかかわらず、要件を満たす場合は記載する。
※ 相談援助等の開始時間及び終了時間については、備考欄に記載する。

「訪問支援特別加算」欄を削除。

「事業所内相談支援加算」欄を変更。
事業所内相談支援加算の算定要件を満たす相談援助等を行う場合、「1」を記載する。
※ 月に各1回（相談支援、ペアトレーニング）を限度とする。

「保護者等確認印」欄を「保護者等確認欄」欄に変更。

・事業所内相談支援加算の算定要件（ペアトレーニングを行う場合を除く。）を満たす相談援助を行う場合、相談援助の開始時間及び終了時間を「備考」欄に記載する。
※ 月に1回を限度とする。

・事業所内相談支援加算の算定要件（ペアトレーニングを行う場合）を満たす場合、ペアトレーニングの開始時間及び終了時間を「備考」欄に記載する。
※ 月に1回を限度とする。

放課後等デイサービス提供実績記録票の記載における変更点

放課後等デイサービス提供実績記録票（様式5）は、事業所番号（10桁）の3桁目が「5」、または「8」の事業所が使用する様式。

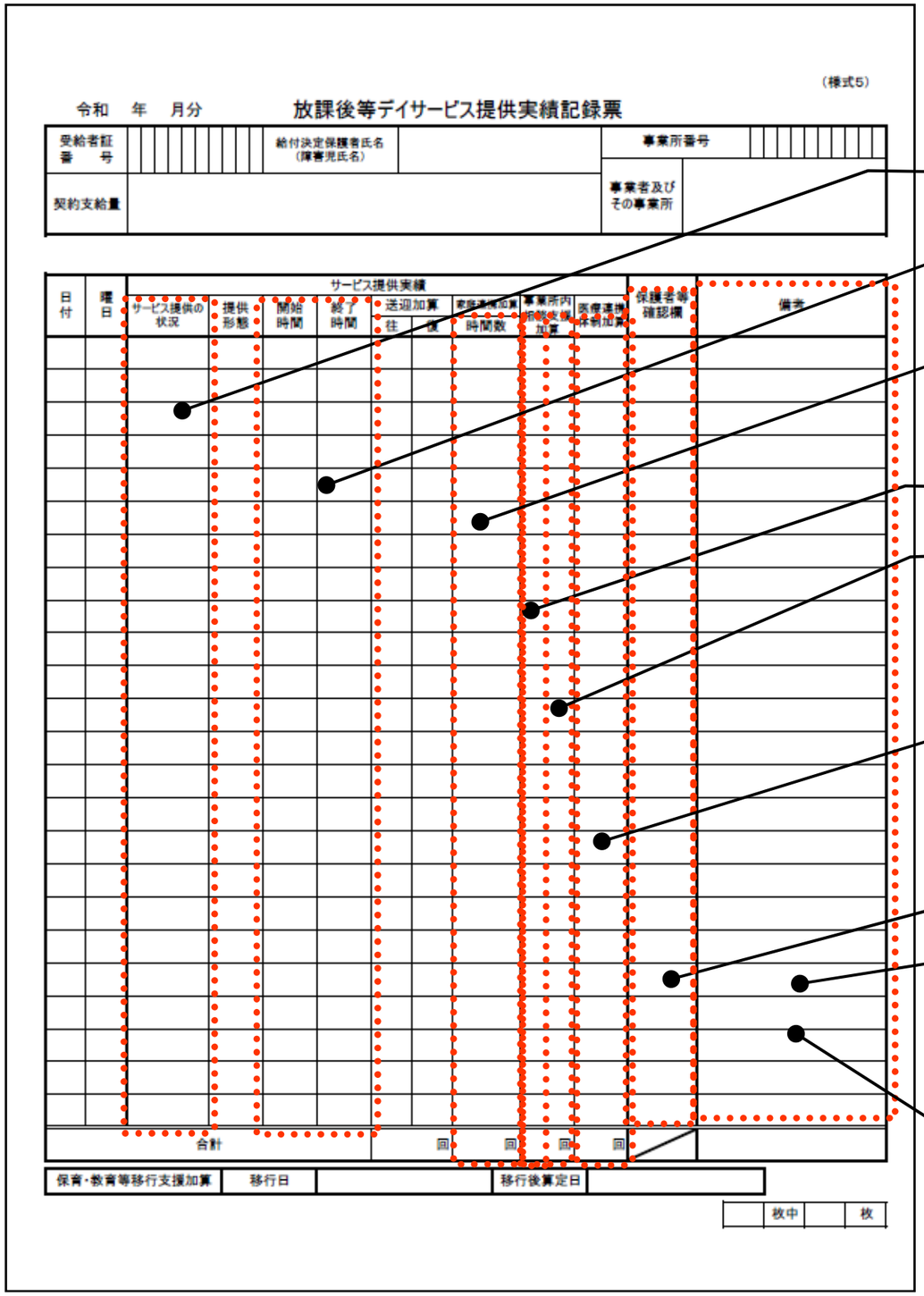

実績記録票については、一事業所（事業所番号単位）の給付決定保護者一人につき、一月に一件作成する 。

「サービス提供の状況」欄を変更。
欠席時対応加算（Ⅰ）、または欠席時対応加算（Ⅱ）を算定する場合、「欠席」と記載する。

「開始時間」欄、「終了時間」欄を変更。
本体報酬の対象となる支援を行う場合、その開始時間及び終了時間を記載する。

「家庭連携加算」欄を変更。
家庭連携加算の算定要件を満たす訪問による相談援助等を行う場合、その時間を記載する。
※ 月に4回を限度とする。※ 報酬上算定できる回数にかかわらず、要件を満たす場合は記載する。
※ 相談援助等の開始時間及び終了時間については、備考欄に記載する。

「訪問支援特別加算」欄を削除。

「事業所内相談支援加算」欄を変更。
事業所内相談支援加算の算定要件を満たす相談援助等を行う場合、「1」を記載する。
※ 月に各1回（相談支援、ペアトレーニング）を限度とする。

「医療連携体制加算」欄の設定値を変更。
医療連携体制加算（Ⅰ）が算定される支援を行った場合、「1」を記載する。
医療連携体制加算（Ⅱ）が算定される支援を行った場合、「2」を記載する。
医療連携体制加算（Ⅲ）が算定される支援を行った場合、「3」を記載する。
医療連携体制加算（Ⅳ）が算定される支援を行った場合、「4」を記載する。
医療連携体制加算（Ⅴ）が算定される支援を行った場合、「5」を記載する。
医療連携体制加算（Ⅶ）が算定される支援を行った場合、「7」を記載する。

「保護者等確認印」欄を「保護者等確認欄」欄に変更。

・利用のために通所したものの、急病等により30分以下のサービスの提供となった場合で、就学児の状況、就学児に行った支援内容等を記録した場合、
　・ サービスの提供の開始時間及び終了時間
　・ 利用中止の理由
を「備考」欄に記載する。

・事業所内相談支援加算の算定要件（ペアトレーニングを行う場合を除く。）を満たす相談援助を行う場合、相談援助の開始時間及び終了時間を「備考」欄に記載する。 ※ 月に1回を限度とする。
・事業所内相談支援加算の算定要件（ペアトレーニングを行う場合）を満たす場合、ペアトレーニングの開始時間及び終了時間を「備考」欄に記載する。 ※ 月に1回を限度とする。

保育所等訪問支援提供実績記録票の記載における変更点

保育所等訪問支援提供実績記録票（様式６）は、事業所番号（１０桁）の３桁目が「5」の事業所が使用する様式。

（様式6）

令和　年　月分　　保育所等訪問支援提供実績記録票

受給者証番号		給付決定保護者氏名（障害児氏名）		事業所番号	
契約支給量				事業者及びその事業所	

日付	曜日	サービス提供実績 算定日数	家庭連携加算 時間数	初回加算	保護者等確認欄	備考
合計		日	回	回		

	枚中		枚

実績記録票については、一事業所（事業所番号単位）の給付決定保護者一人につき、一月に一件作成する。

「保護者等確認印」欄を「保護者等確認欄」欄に変更。

居宅訪問型児童発達支援提供実績記録票の記載における留意点

居宅訪問型児童発達支援提供実績記録票（様式７）は、事業所番号（１０桁）の３桁目が「５」の事業所が使用する様式。

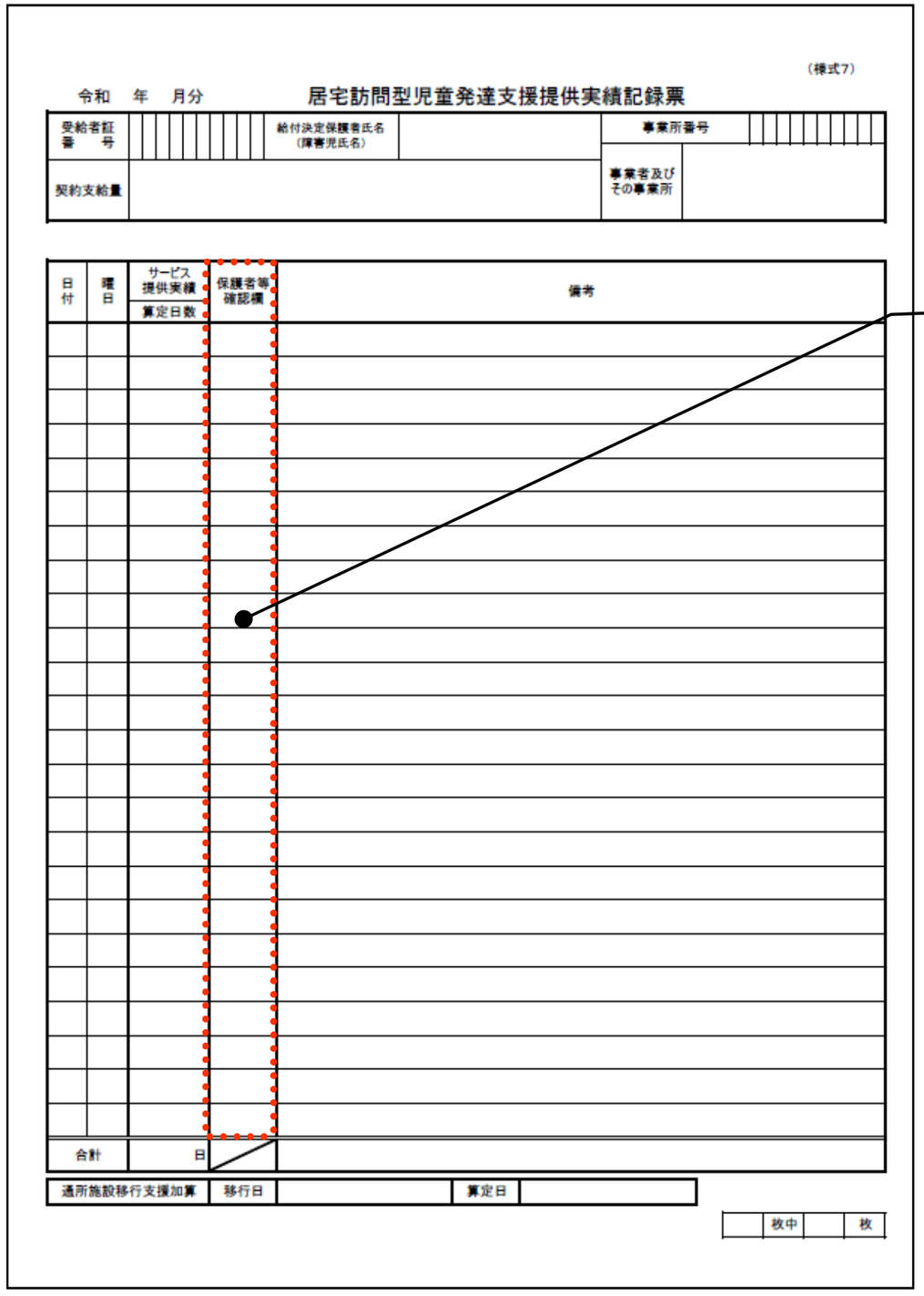
（様式7）

令和　年　月分　　居宅訪問型児童発達支援提供実績記録票

受給者証番号		給付決定保護者氏名（障害児氏名）		事業所番号	
契約支給量				事業者及びその事業所	

日付	曜日	サービス提供実績 算定日数	保護者等確認欄	備考
合計		日		

通所施設移行支援加算	移行日		算定日	

枚中　枚

実績記録票については、一事業所（事業所番号単位）の給付決定保護者一人につき、一月に一件作成する。

「保護者等確認印」欄を「保護者等確認欄」欄に変更。

２－３．新型コロナウイルス感染症への対応に係る特例的な報酬評価（令和３年９月３０日までの上乗せ報酬）について

このページは空白です。

2－3．新型コロナウイルス感染症への対応に係る特例的な報酬評価について

(1) 概要

○ 今般の新型コロナウイルス感染症への対応に際しては、各事業所において、大変な苦労を払い、感染症対策を講じながら必要なサービス提供の確保に取り組まれており、今後も感染症への対応力を強化し、感染対策を徹底しながら、必要なサービスを継続的に提供していく体制を確保することが必要である。

○ 新型コロナウイルス感染症に対応するため、かかり増しの経費が必要となること等を踏まえ、報酬に対する特例的な評価を行うこととし、**令和3年4月～9月の間、全施設・事業所の利用全てに対して基本報酬に0.1%分の上乗せ**を行う。なお、同年10月以降については、この措置を延長しないことを基本の想定としつつ、感染状況や地域における障害福祉サービス等の実態等を踏まえ、必要に応じ柔軟に対応する。

≪新型コロナウイルス感染症への対応に係る特例的な報酬評価≫
「令和3年9月30日までの上乗せ分」　基本報酬の合計単位数 × 0.1%

(2) 請求方法等について

■以下の請求方法に従い、システム対応を行う。

(1) 月単位のレセプトで基本報酬に0.1%上乗せ（四捨五入で0となる場合は1単位に繰り上げ）。
(2) 基本報酬に係る加減算（特定事業所加算、特別地域加算、同一建物減算）の計算対象に、上記(1)の上乗せ分を含める。
(3) 処遇改善加算、処遇改善特別加算、特定処遇改善加算の計算対象に、上記(1)の上乗せ分を含める。

■国保中央会の提供するシステムにおいて、請求漏れを生じさせない対応も実施する。

(1) 国保中央会が提供する請求ソフトにおいて、請求時に上記の上乗せ単位数を自動計算する。
(2) 国保中央会以外の請求ソフトを使用している事業所については、請求時の事前チェックにて、本報酬の請求コードが存在するかをチェックし、請求がない場合は警告を出力することで対応する。

（3）請求明細書の記載例

※令和３年２月１９日付事務連絡「障害福祉サービス等報酬改定等に係るインタフェース仕様書（案）等の提示について（その２）」にて連絡

給付費明細欄

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	摘要
身体日０．５	1 1 1 1 1 1	2 5 5	3	7 6 5	
居介特地加算	1 1 6 0 1 5	1 1 5	1	1 1 5	
居介喀痰吸引等支援体制加算	1 1 6 1 0 0	1 0 0	1	1 0 0	
令和3年9月30日までの上乗せ分（居介）	**1 1 Z Z Z Z**	**1**	**1**	**1**	
居介処遇改善加算Ⅰ	1 1 6 7 1 5	2 6 9	1	2 6 9	

サービスコードは仮であり別途通知

「令和３年９月３０日までの上乗せ分」の算定対象となる基本報酬

令和３年４月１日から令和３年９月３０日までのサービス提供実績に基づく報酬請求について、基本報酬に＋０．１％（１／１，０００）相当の上乗せを行う。
（例示は介護給付費・訓練等給付費等明細書だが、全ての障害福祉サービス等に共通する内容である。）

請求額集計欄

サービス種類コード		1	1				
サービス利用日数			1	日			
給付単位数				1	2	5	0
単位数単価		1	0	0	0	円/単位	
総費用額			**1**	**2**	**5**	**0**	**0**
１割相当額				1	2	5	0
利用者負担額②				**1**	**2**	**5**	**0**
上限月額調整（①②の内少ない数）				1	2	5	0
A型減免	事業者減免額						**0**
	減免後利用者負担額						**0**
調整後利用者負担額							**0**
上限額管理後利用者負担額				**1**	**2**	**5**	**0**
決定利用者負担額				**1**	**2**	**5**	**0**
請求額	給付費		**1**	**1**	**2**	**5**	**0**
自治体助成分請求額							**0**

■令和３年９月３０日までの上乗せ分
サービス別に、基本報酬の合計単位数に０．１％を乗じた単位数を算定する。
（端数処理は四捨五入を原則とし、端数処理により０単位となる明細書については、１単位の上乗せを行う。）

＜記載例の場合＞
基本報酬の合計単位数（７６５単位）　×　０．１％　＝　０．７６５　　１（端数処理後）

※特定事業所加算、特別地域加算、同一建物減算、処遇改善加算、処遇改善特別加算、特定処遇改善加算の計算対象には、「令和３年９月３０日までの上乗せ分」の報酬を含める。

２－４．減算報酬のマイナスコードについて

このページは空白です。

2－4．減算報酬のマイナスコードについて

（1）概要

※令和3年1月25日付事務連絡「令和3年4月以降の障害者自立支援給付支払システム等におけるマイナスコードの創設について（事前周知）」にて連絡済み
※令和3年2月19日付事務連絡「障害福祉サービス等報酬改定等に係るインタフェース仕様書（案）等の提示について（その2）」にて連絡済み

○これまでの制度改正・報酬改定にて新たなサービスや報酬が創設されたことに伴い、請求可能なサービスコードの総数が大幅に増加しており、今後の更なるサービスコードの増加が請求事務の煩雑化につながると懸念される。
増加の要因のひとつとして、各サービスに対して減算が創設されたことがあげられる。
減算報酬のサービスコードについては、合成単位数として、基本報酬に組み込まれたサービスコードとなっており、基本報酬と減算の組み合わせの数だけサービスコードが設けられていた。

■介護給付費等単位数サービスコード（抜粋）

例．生活介護の身体拘束廃止未実施減算
基本報酬との組み合わせの数だけサービスコードが設けられている。

6　生活介護サービスコード表

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目										合成単位数	算定単位
22	2111	生活介護16	イ 生活介護サービス費	（1）定員20人以下	（一）区分6 1,291 単位								1,291	1回につき
22	2112	生活介護16・未計画1						適用される月から2月目まで × 70%					904	
22	A001	生活介護16・未計画2					ない場合	3月以上連続して減算の場合 × 50%					646	
22	2113	生活介護16・地公				共団体が設置する指定生活介護事業所 × 96.5%							1,246	
22	2114	生活介護16・地公・未計画1					生活介護計	減算が適用される月から2月目まで					[illegible]	
[illegible]	[illegible]	[illegible]					ない場合	3月以上連続して減算の場合 × 50%					625	
22	A025	生活介護16・拘減										身体拘束廃止未実施減算	1,286	
22	A026	生活介護16・未計画1・拘減					生活介護計画が作成されない場合	減算が適用される月から2月目まで × 70%					899	
22	A027	生活介護16・未計画2・拘減						3月以上連続して減算の場合 × 50%					641	
22	A028	生活介護16・地公・拘減				地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設の場合 × 96.5%							1,241	
22	A029	生活介護16・地公・未計画1・拘減					生活介護計画が作成されない場合	減算が適用される月から2月目まで × 70%				5 単位減算	867	
22	A030	生活介護16・地公・未計画2・拘減						3月以上連続して減算の場合 × 50%					618	

(2) 減算単独のサービスコードとする減算報酬について

※令和３年１月２５日付事務連絡「令和３年４月以降の障害者自立支援給付支払システム等におけるマイナスコードの創設について（事前周知）」にて連絡済み
※令和３年２月１９日付事務連絡「障害福祉サービス等報酬改定等に係るインタフェース仕様書（案）等の提示について（その２）」にて連絡済み

〇サービスコードの増加を抑止することを目的として、令和３年度報酬改定時に、マイナスの単位数を持つ減算単独のサービスコードを創設予定であることを連絡したところであるが、現時点で予定している減算は、以下とする予定である。

■減算単独のサービスコードとする減算報酬について

減算報酬	対象サービス
同一建物減算	居宅介護
身体拘束廃止未実施減算	療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設 【令和５年４月サービス提供分から適用】 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

※令和３年４月報酬改定で、新設される減算報酬はない予定であるため、減算単独のサービスコードとする減算報酬は上記のみ。
なお、上記減算は令和３年４月報酬改定以前より存在する減算報酬であるが、令和３年４月サービス提供分より減算単独のサービスコードにする予定。

(3) 請求明細書の記載例について (見直し前 (現行))

※令和3年1月25日付事務連絡「令和3年4月以降の障害者自立支援給付支払システム等におけるマイナスコードの創設について (事前周知)」にて連絡済み
※令和3年2月19日付事務連絡「障害福祉サービス等報酬改定等に係るインタフェース仕様書 (案) 等の提示について (その2)」にて連絡済み

■居宅介護サービス費における「同一建物減算」を算定する場合の記載例

- (令和3年3月サービス提供分以前 (現行どおり))

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	摘要
	身体早1.5・基・建2	1 1 A 4 7 5	4 2 5	5	2 1 2 5	
	身体日1.0・基・建2	1 1 A 0 3 5	2 3 4	5	1 1 7 0	

同一建物減算は合成単位数として基本報酬に組み込まれている

サービス種類コード	1 1				合計
サービス利用日数	5 日	日	日	日	
給付単位数	3 2 9 5				3 2 9 5
単位数単価	1 0 0 0 円/単位	円/単位	円/単位	円/単位	
総費用額	**3 2 9 5 0**				**3 2 9 5 0**

令和3年5月審査以降に令和3年3月サービス以前の月遅れ請求を行う場合は、現行どおり合成単位数として基本報酬に組み込まれたサービスコード使用して請求する。

(4) 請求明細書の記載例 (案)

※令和3年1月25日付事務連絡「令和3年4月以降の障害者自立支援給付支払システム等における
マイナスコードの創設について (事前周知)」にて連絡済み
※令和3年2月19日付事務連絡「障害福祉サービス等報酬改定等に係るインタフェース仕様書 (案) 等の
提示について (その2)」にて連絡済み

■居宅介護サービス費における「同一建物減算」を算定する場合の記載例

• (令和3年4月サービス提供分以降)

給付費明細欄

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	摘要
身体早1.5・基	1 1 1 2 0 5	5 1 1	5	2 5 5 5	
身体日1.0・基	1 1 1 1 1 7	2 8 1	5	1 4 0 5	
居介同一建物減算2	**1 1 Z 0 1 2**	**- 5 9 4**	**1**	**- 5 9 4**	

サービスコードは仮であり別途通知

一か月分まとめて記載する

回数は「1」を記載する

令和3年2月4日開催
第24回「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム
「資料3　令和3年度障害福祉サービス費等の算定構造」より
単位数を記載

「同一建物減算」の対象となる基本報酬のサービス単位数の合計に同一建物減算率 (記載例の場合は、「事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合」(-15/100)) を乗じて求めた値 (小数点以下四捨五入) を算定する。
(2,555＋1,405) × (-15/100) = -594単位 (マイナス記号付きで記載)

					合計
サービス種類コード	1 1				
サービス利用日数	5 日	日	日	日	
給付単位数	3 3 6 6				3 3 6 6
単位数単価	1 0 0 0 円/単位	円/単位	円/単位	円/単位	
総費用額	**3 3 6 6 0**				**3 3 6 6 0**

２－５．警告からエラーへの移行について

このページは空白です。

2－5．警告からエラーへの移行について

(1) 概要

○令和3年度の判定レベルの見直しについては、「令和3年度報酬改定」に基づく「警告」から「エラー」への移行を、これまでと同様に周知期間を設けたうえで、実施予定である。

○また、「令和3年度報酬改定」に基づくエラー移行と併せて、令和元年10月から事業所異動連絡票情報（サービス情報）等の項目に新たに追加された、「事業変更年月日」に関する事業所体制に係るエラーコードについても、同様に「警告」から「エラー」への移行を実施予定である。

(2) 対応スケジュール

○「警告」から「エラー」への移行については、サービス提供事業所等への周知期間を確保するため、令和4年1月審査分（令和3年12月サービス提供分）からを予定している。
なお、審査支払等システムにおいては、令和3年5月審査分より移行対象のエラーコードであることが分かるようエラーメッセージの文頭に★を付与する。

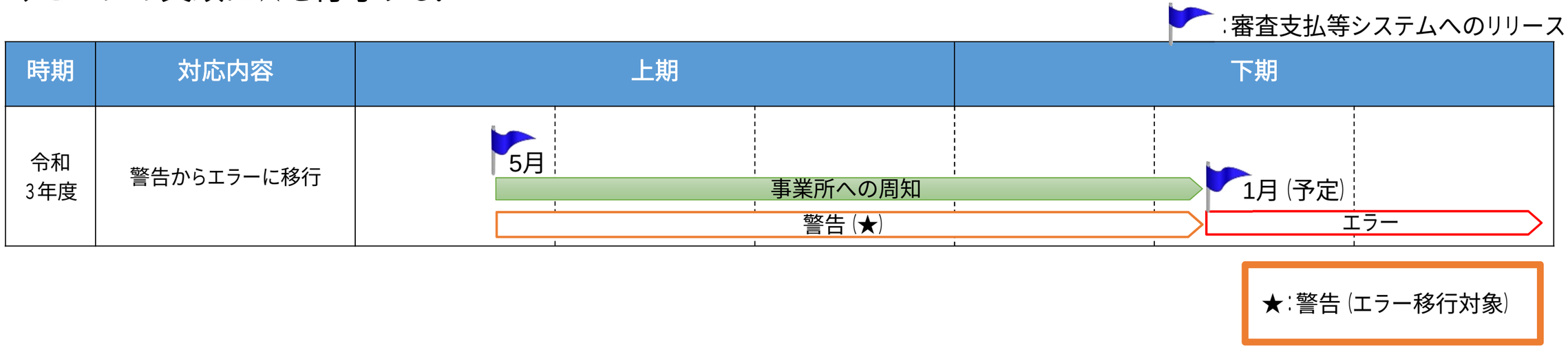

(3) 令和3年度（令和4年1月予定）の移行対象エラーコード（案）一覧

○ 令和3年度報酬改定への対応により、新たに追加予定のエラーコードのうち、移行対象エラーコード（案）は、以下のとおり。

No	エラーコード	メッセージ（※）
1	EF67	★受付：居宅介護支援事業所等連携加算と基本報酬は同月に算定できません
2	EF68	★受付：居宅介護支援事業所等連携加算と初回加算は同月に算定できません
3	EF69	★受付：集中支援加算と基本報酬は同月に算定できません
4	EF70	★受付：保育・教育等移行支援加算と基本報酬は同月に算定できません
5	EF71	★受付：保育・教育等移行支援加算と初回加算は同月に算定できません
6	EF73	★受付：集中支援加算（会議参加）と入院時情報連携加算Ⅰは同月に算定できません
7	EF74	★受付：集中支援加算と（会議参加）と退院・退所加算は同月に算定できません
8	EQ53	★受付：就労移行支援体制加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
9	EQ54	★受付：地域生活支援拠点加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
10	EQ55	★受付：夜間支援等体制加算（Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ）の「回数」の合計が夜間支援等体制加算（Ⅰ）の「回数」の合計を超えています
11	EQ56	★受付：専門的支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
12	EQ57	★受付：ソーシャルワーカー配置加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
13	PC25	★受付：事業所台帳の「相談支援機能強化型体制の有無」の登録内容に該当する請求ではありません
14	PC26	★受付：事業所台帳の「主任相談支援専門員配置加算の有無」が「無し」のため、主任相談支援専門員配置加算は算定できません
15	PC27	★受付：事業所台帳の「ピアサポート体制加算の有無」が「無し」のため、ピアサポート体制加算は算定できません

※エラーへ移行したタイミングで文頭の「★」を除いたメッセージとなる（次ページ以降も同様の整理）

2－5．警告からエラーへの移行について

No	エラーコード	メッセージ（※）
16	PC28	★受付：事業所台帳の「夜間支援等体制加算Ⅰ加配職員体制の有無」にⅣ型が含まれていないため、夜間支援等体制加算（Ⅳ）は算定できません
17	PC29	★受付：事業所台帳の「夜間支援等体制加算Ⅰ加配職員体制の有無」にⅤ型が含まれていないため、夜間支援等体制加算（Ⅴ）は算定できません
18	PC30	★受付：事業所台帳の「夜間支援等体制加算Ⅰ加配職員体制の有無」にⅥ型が含まれていないため、夜間支援等体制加算（Ⅵ）は算定できません
19	PC36	★受付：事業所台帳の「医療連携体制加算の有無」が「無し」のため、医療連携体制加算（Ⅸ）は算定できません
20	PC37	★受付：事業所台帳の「医療連携体制加算の有無」が「無し」のため、医療連携体制加算（Ⅶ）は算定できません
21	PC38	★受付：事業所台帳の「移行準備支援体制加算の有無」が「無し」のため、移行準備支援体制加算は算定できません
22	PC40	★受付：事業所台帳の「自己評価結果等未公表減算の有無」が「有り」のため、自己評価未公表減算後の報酬の請求が必要です
23	PC41	★受付：就労移行支援体制加算の単位数が算定可能単位数を超えています
24	PC42	★受付：事業所台帳の「ソーシャルワーカー配置加算の有無」が「無し」のため、ソーシャルワーカー配置加算は算定できません
25	PC43	★受付：事業所台帳の「口腔衛生管理体制加算の有無」が「無し」のため、口腔衛生管理体制加算は算定できません
26	PC44	★受付：事業所台帳の「日中活動支援加算の有無」が「無し」のため、日中活動支援加算は算定できません
27	PC45	★受付：事業所台帳の「居住支援連携体制加算区分」が「非該当」のため、居住支援連携体制加算は算定できません
28	PC46	★受付：事業所台帳の「ピアサポート体制加算の有無」が「無し」のため、当該加算は算定できません
29	PC47	★受付：事業所台帳の「強度行動障害者体験利用加算の有無」が「無し」のため、強度行動障害者体験利用加算は算定できません
30	PC48	★受付：事業所台帳の「医療的ケア対応支援加算の有無」が「無し」のため、医療的ケア対応支援加算は算定できません
31	PK32	★受付：障害児施設台帳の「相談支援機能強化型体制の有無」の登録内容に該当する請求ではありません
32	PK33	★受付：障害児施設台帳の「主任相談支援専門員配置加算の有無」が「無し」のため、主任相談支援専門員配置加算は算定できません
33	PK34	★受付：障害児施設台帳の「ピアサポート体制加算の有無」が「無し」のため、ピアサポート体制加算は算定できません
34	PK37	★受付：障害児施設台帳の「ソーシャルワーカー配置加算の有無」が「無し」のため、ソーシャルワーカー配置加算は算定できません
35	PK42	★受付：障害児施設台帳の「児童指導員等加配加算の有無」が「専門職員」の場合に、特別支援加算が算定されています（保育士は届出変更が必要）
36	PW71	★受付：同じ日に「移動介護緊急時支援加算」は2回以上算定できません
37	PW72	★受付：実績記録票に設定されている「サービス内容」の場合、「緊急時対応加算」は算定できません

2－5．警告からエラーへの移行について

No	エラーコード	メッセージ（※）
38	PW73	★受付：実績記録票に設定されている「サービス内容」の場合、「緊急時支援加算」は算定できません
39	PW77	★受付：食事提供加算が算定されている日に欠席時対応加算が算定されています
40	PR17	★支給量：請求明細書の移動介護緊急時支援加算の「回数」の合計が実績記録票の「移動介護緊急時支援加算（回）」を超えています
41	PR22	★支給量：請求明細書の緊急時支援加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「緊急時支援加算（回）」を超えています
42	PR24	★支給量：退院・退所月加算(入院期間が3月以上1年未満の場合)を算定する場合、実績記録票の「入院開始日（年月日）」の設定が必要です
43	PR26	★支給量：請求明細書の支援計画会議実施加算の「回数」の合計が実績記録票の「支援計画会議実施加算（回）」を超えています
44	PR27	★支給量：請求明細書の移行準備支援体制加算の「回数」の合計が実績記録票の移行準備支援体制加算の算定回数を超えています
45	PR28	★支給量：請求明細書の地域協働加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「地域協働加算（回）」を超えています
46	PR29	★支給量：請求明細書の地域居住支援体制強化推進加算の回数の合計が実績記録票の「地域居住支援体制強化推進加算（算定回数）」を超えています
47	PR30	★支給量：退院・退所月加算(入院期間が3月以上1年未満の場合)を算定する場合、入院期間が3月以上1年未満であることが必要です
48	PR31	★支給量：請求明細書の日常生活支援情報提供加算の「回数」の合計が実績記録票の「日常生活支援情報提供加算（算定回数）」を超えています
49	PR32	★支給量：基本報酬を算定する場合、実績記録票の「支援レポート共有日（年月日）」の設定が必要です
50	PR33	★支給量：請求明細書の定着支援連携促進加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「定着支援連携促進加算（回）」を超えています
51	PR34	★支給量：同行支援加算を算定する場合、実績記録票の「同行支援（回）」は「3」以上であることが必要です
52	PR35	★支給量：同行支援加算を算定する場合、実績記録票の「同行支援（回）」は「4」以上であることが必要です
53	PR36	★支給量：請求明細書の夜間支援等体制加算Ⅰの「回数」の合計が実績記録票の夜間支援等体制加算Ⅰ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵの算定回数の合計を超えています
54	PR37	★支給量：請求明細書の夜間支援等体制加算Ⅱの「回数」の合計が実績記録票の夜間支援等体制加算Ⅱの算定回数を超えています
55	PR38	★支給量：請求明細書の夜間支援等体制加算Ⅲの「回数」の合計が実績記録票の夜間支援等体制加算Ⅲの算定回数を超えています
56	PR39	★支給量：請求明細書の夜間支援等体制加算Ⅳの「回数」の合計が実績記録票の夜間支援等体制加算Ⅳの算定回数を超えています
57	PR40	★支給量：請求明細書の夜間支援等体制加算Ⅴの「回数」の合計が実績記録票の夜間支援等体制加算Ⅴの算定回数を超えています
58	PR41	★支給量：請求明細書の夜間支援等体制加算Ⅵの「回数」の合計が実績記録票の夜間支援等体制加算Ⅵの算定回数を超えています

2－5．警告からエラーへの移行について

○　令和3年度（令和4年1月予定）の移行対象エラーコード（案）は、以下のとおり。
なお、メッセージ欄には、「★」を付与した令和3年5月審査時点のエラーメッセージを記載している。

No	エラーコード	メッセージ（※）
1	PA01	★受付：事業所台帳の「施設等の区分」の登録内容に該当する請求ではありません
2	PA03	★受付：事業所台帳の「送迎加算の有無」の登録内容に該当する請求ではありません
3	PB02	★受付：事業所台帳の「看護職員配置加算の有無」の登録内容に該当する看護職員配置加算の請求ではありません
4	PB05	★受付：事業所台帳の「送迎加算（重度）の有無」が「無し」のため、送迎加算（重度）は算定できません
5	PB29	★受付：事業所台帳の「延長支援加算の有無」が「無し」のため、延長支援加算は算定できません
6	PB35	★資格：受給者台帳の「障害支援区分」の登録内容に該当する請求ではありません
7	PB40	★受付：事業所台帳の「夜間支援等体制加算区分」にⅠ型が含まれていないため、夜間支援等体制加算（Ⅰ）は算定できません
8	PB41	★受付：事業所台帳の「夜間支援等体制加算区分」にⅡ型が含まれていないため、夜間支援等体制加算（Ⅱ）は算定できません
9	PB42	★受付：事業所台帳の「夜間支援等体制加算区分」にⅢ型が含まれていないため、夜間支援等体制加算（Ⅲ）は算定できません
10	PB55	★受付：事業所台帳の「重度障害者（児）支援加算（強度行動障害）の有無」が「無し」のため、重度障害者支援加算（強度行動）は算定できません
11	PB59	★受付：事業所台帳の「重度障害者（児）支援加算（強度行動障害）の有無」が「無し」のため、重度障害児支援加算（強度行動）は算定できません
12	PB60	★受付：事業所台帳の「常勤看護職員等配置加算の有無」の登録内容に該当する請求ではありません
13	PB65	★受付：事業所台帳の「人員配置体制加算の有無」が「無し」のため、人員配置体制加算は算定できません
14	PB69	★受付：事業所台帳の「夜勤職員配置体制加算の有無」が「無し」のため、夜勤職員配置体制加算は算定できません
15	PB80	★受付：事業所台帳の「要医療児者支援体制加算の有無」が「無し」のため、要医療児者支援体制加算は算定できません
16	PB81	★受付：事業所台帳の「行動障害支援体制加算の有無」が「無し」のため、行動障害支援体制加算は算定できません
17	PB82	★受付：事業所台帳の「精神障害者支援体制加算の有無」が「無し」のため、精神障害者支援体制加算は算定できません
18	PB83	★受付：事業所台帳の「地域生活支援拠点等区分」が「非該当」のため、地域生活支援拠点等相談強化加算は算定できません

※「エラー」へ移行した後は、文頭の「★」を除いたメッセージとなる（次ページ以降も同様の整理）

2－5．警告からエラーへの移行について

No	エラーコード	メッセージ（※）
19	PB84	★受付：事業所台帳の「地域生活支援拠点等区分」が「非該当」のため、地域体制強化共同支援加算は算定できません
20	PB87	★受付：事業所台帳の「就労定着実績」が「無し」のため、就労定着実績体制加算は算定できません
21	PB88	★受付：事業所台帳の「共生型サービス・サービス管理責任者配置の有無」が「無し」のため、サービス管理責任者配置等加算は算定できません
22	PB89	★受付：事業所台帳の「地域生活支援拠点等区分」の登録内容に該当する請求ではありません
23	PB90	★受付：事業所台帳の「社会生活支援特別加算の有無」が「無し」のため、社会生活支援特別加算は算定できません
24	PB91	★受付：事業所台帳の「個別計画訓練支援加算の有無」が「無し」のため、個別計画訓練支援加算は算定できません
25	PB92	★受付：事業所台帳の「精神障害者地域移行特別加算の有無」が「無し」のため、精神障害者地域移行特別加算は算定できません
26	PB93	★受付：事業所台帳の「強度行動障害者地域移行特別加算の有無」が「無し」のため、強度行動障害者地域移行特別加算は算定できません
27	PB96	★受付：事業所台帳の「賃金向上達成指導員配置加算の有無」が「無し」のため、賃金向上達成指導員配置加算は算定できません
28	PB97	★受付：事業所台帳の「夜勤職員加配加算の有無」が「無し」のため、夜勤職員加配加算は算定できません
29	PC01	★受付：事業所台帳の「職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算の有無」の登録内容に該当する請求ではありません
30	PJ37	★受付：障害児施設台帳の「栄養士配置加算の基準」の登録内容に該当する請求ではありません
31	PJ51	★受付：障害児施設台帳の「延長支援加算の有無」が「無し」のため、延長支援加算は算定できません
32	PJ55	★受付：障害児施設台帳の「特別支援加算の有無」が「無し」のため、特別支援加算は算定できません
33	PJ74	★受付：障害児施設台帳の「保育職員加配加算の有無」の登録内容に該当する保育職員加配加算の請求ではありません
34	PJ76	★受付：障害児施設台帳の「訪問支援員特別加算の有無」が「無し」のため、訪問支援員特別加算（専門職員が支援を行う場合）は算定できません
35	PJ77	★受付：障害児施設台帳の「重度障害児支援加算（強度行動）の有無」が「無し」のため、重度障害児支援加算（強度行動）は算定できません
36	PJ84	★受付：障害児施設台帳の「職業指導員体制の有無」が「無し」のため、職業指導員加算は算定できません
37	PJ85	★受付：障害児施設台帳の「看護職員配置加算の有無」の登録内容に該当する看護職員配置加算の請求ではありません
38	PJ86	★受付：障害児施設台帳の「心理担当職員配置加算の有無」の登録内容に該当する心理担当職員配置加算の請求ではありません
39	PJ92	★受付：障害児施設台帳の「要医療児者支援体制加算の有無」が「無し」のため、要医療児者支援体制加算は算定できません
40	PJ93	★受付：障害児施設台帳の「行動障害支援体制加算の有無」が「無し」のため、行動障害支援体制加算は算定できません

2－5．警告からエラーへの移行について

No	エラーコード	メッセージ（※）
41	PJ94	★受付：障害児施設台帳の「精神障害者支援体制加算の有無」が「無し」のため、精神障害者支援体制加算は算定できません
42	PJ95	★受付：障害児施設台帳の「地域生活支援拠点等区分」が「非該当」のため、地域生活支援拠点等相談強化加算は算定できません
43	PJ96	★受付：障害児施設台帳の「地域生活支援拠点等区分」が「非該当」のため、地域体制強化共同支援加算は算定できません
44	PK22	★受付：障害児施設台帳の「共生型サービス・共生型サービス体制強化加算区分」が「Ⅰ」「Ⅱ」以外のため、特別支援加算は算定できません
45	PS97	★受付：事業所台帳の「短期滞在加算の有無」が「宿直体制あり」、または「夜勤体制あり」以外のため、短期滞在加算は算定できません
46	PS98	★受付：事業所台帳の「送迎加算の有無」が「無し」のため、送迎加算は算定できません
47	PU38	★受付：事業所台帳の「夜間支援等体制加算区分」にⅠ型が含まれていないため、夜間支援体制加算（Ⅰ）は算定できません
48	PU39	★受付：事業所台帳の「夜間支援等体制加算区分」にⅡ型が含まれていないため、夜間支援体制加算（Ⅱ）は算定できません
49	PU40	★受付：事業所台帳の「夜間支援等体制加算区分」にⅢ型が含まれていないため、夜間支援体制加算（Ⅲ）は算定できません
50	PW19	★受付：事業所台帳の「施設等の区分」が「日中サービス支援型」以外のため、住居外利用は算定できません

２－６．実績データに係る事前集計等の自動実行対応について

このページは空白です。

2－6．実績データに係る事前集計等の自動実行対応について

(1) 実績データの事前集計システム対応概要

○新型コロナ感染症の拡大に伴い、今後の障害福祉施策における支援策等を検討するに当たり、障害福祉サービス等事業所の経営状況について、早急に把握する必要がある。
そこで、通常のスケジュールとは別に事前に障害者自立支援等実績データを集計依頼した。
(令和2年7月22日付事務連絡「障害者自立支援等実績データの事前集計について(依頼)」)

○障害者自立支援給付支払等システムにより集計されたデータ(障害者自立支援等実績データ)については、これまで、国民健康保険中央会が各都道府県の国民健康保険団体連合会(以下、「国保連」という。)から提供されたデータを毎月取り纏めて、厚生労働省社会･援護局障害保健福祉部企画課給付管理係に提出しているところである。

(2) 実績データの事前集計システム対応の方針

■現在、国保連合会から通常スケジュールおよび事前集計スケジュールの月2回、データを収集しているが、国保連合会の業務負担軽減のために、以下のようなシステム対応を行う。なお、令和3年6月末リリース予定である。

【システム対応の要件】
① 国保連合会の操作を極力減らし、国保連合会の操作ミスを防止する。
② 国保連合会が手動運用している業務処理を効率化し、国保連合会の業務負担を軽減する。

【システム対応の内容(予定)】
「事前集計」の各処理において、国保連合会の職員の手を介さず夜間に自動実行することで、国保連合会の事務負担を軽減するシステム対応を行う。
また、「定例集計」についても、同様に夜間の自動実行によるシステム対応を行う。

【システム対応の留意点】
5月の事前集計スケジュールは5月5日(水)までとしているが連休中であることから、今回の報酬改定の影響を配慮し、データの収集を5月14日(金)までに変更する。

３．令和３年度報酬改定の円滑施行に向けて

このページは空白です。

3．令和3年度報酬改定の円滑施行に向けて

○台帳の整備

令和3年度報酬改定に伴い、事業所の体制の届出内容に変更がある事業所及び障害児施設に対する異動連絡票情報の提出等、事業所台帳の整備が必要となる。また、報酬改定による各種加算等の支給決定に係る異動連絡票情報の提出等、受給者台帳の整備が必要となる。

このため、都道府県の事業所台帳情報（障害児支援の場合は、障害児施設台帳情報）及び市町村等の受給者台帳情報（障害児支援の場合は、障害児支援受給者台帳情報）と事業者の請求情報の突合において、台帳の整備漏れ等による請求エラーが発生することのないよう、都道府県及び市町村におかれては、事業所台帳情報及び受給者台帳情報の入力･国保連への登録に当たっては万全を期されるようお願いしたい。

○事業者への周知について

都道府県、政令市等におかれては、令和3年度報酬改定について、事業者からの請求処理が円滑に行えるよう、各種加算の届出等、事業者に対し十分に周知願いたい。

○各種加算等の届出時期について

通常、4月から加算等の算定を開始する場合は3月15日までに各都道府県知事等へ届出を行うこととなるが、報酬改定による影響を鑑み、4月中に届出がなされた新規の加算等について、4月からの算定が可能な取扱とする。

具体的な届出日については、各都道府県において柔軟な設定を行って差し支えないが、5月の請求に対する一次審査において、台帳情報の未整備によるエラーが多発し、事業所への支払事務に混乱が生じないよう、各都道府県国保連合会と十分調整の上、設定して頂きたい。

○その他

都道府県及び市町村においても、国保連合会に登録されている台帳情報や請求情報を参照できる「市町村等支援システム」が令和2年9月にリリースされた。台帳整備、また一次審査による警告やエラーへの対応等において利活用いただきたい。

４．障害者自立支援給付支払等システムに係るＱ＆Ａについて

このページは空白です。

4．障害者自立支援給付審査支払等システムに係るＱ＆Ａについて

No	区　分	質　　問	回　　答	備　　考
1	令和３年度 報酬改定	令和3年4月以降、サービス提供実績記録票情報のインタフェースが変更されているが、サービス提供年月が令和3年3月以前のサービス提供実績記録票情報についても、令和3年4月以降の新インタフェースで提出するのか。	お見込みのとおり。 令和3年3月サービス提供分以前の請求も含め、令和3年4月以降（障害審査支払等システムにおける令和3年5月受付分以降）は新インタフェースで提出することとなる。	新規
2	令和３年度 報酬改定	令和3年4月以降、共同生活援助において、インタフェース仕様書（都道府県編）の事業所異動連絡票情報（サービス情報）等に「共同生活援助夜間支援等体制加算対象利用者数」が追加されたが、既存の「夜間支援等体制加算対象利用者数」含め、どのように設定すればよいか。	共同生活援助においては、令和3年4月以降の場合、「夜間支援等体制加算対象利用者数」は設定せず、「共同生活援助夜間支援等体制加算対象利用者数」を使用し、実数で設定いただく。 なお、宿泊型自立訓練においては、令和3年4月以降の場合も、これまで同様「夜間支援等体制加算対象利用者数」を使用し、対象利用者数をコードで設定いただく。	新規
3	令和３年度 報酬改定	令和3年3月2日付事務連絡「令和３年度以降における福祉・介護職員処遇改善加算等の取扱いについて（Vol.2）」において、「障害者支援施設が行う日中活動系サービスに係る例外的取扱いについては、加算率の変更による影響を緩和する観点から、今回の報酬改定においては、加算率を見直した上で継続する」と記載されている。 一方で、インタフェース仕様書（都道府県編）Ｐ１４－２のマトリクス表では、「主たる事業所サービス種類コード１」の項目に「○」が記されていないが、異動情報の提出は不要ということか。	お見込みのとおり。 令和3年4月以降、「主たる事業所サービス種類コード１」については、障害審査支払等システムでは管理しないため、インタフェース仕様書（都道府県編）Ｐ１４－２のマトリクス表のとおり、当該項目に係る異動情報は提出しないものとする。	新規
4	令和３年度 報酬改定	インタフェース仕様書（都道府県編）の障害児施設異動連絡票情報（サービス情報）等の「児童指導員等加配加算の有無」について、理学療法士等を配置している場合は、保育士かどうかに関わらず、「2:専門職員」として届け出していたところだが、令和3年4月以降においては、「5:専門職員（保育士）」が追加されたことに伴い、保育士を配置している場合は、「5:専門職員（保育士）」の届出を行う認識で良いか。	お見込みのとおり。	新規

4．障害者自立支援給付審査支払等システムに係るＱ＆Ａについて

No	区　分	質　　問	回　　答	備　　考
5	令和３年度 報酬改定	介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表において、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労継続支援Ａ型及び就労継続支援Ｂ型のサービスに「就労移行支援体制（継続就労者数）」の項目があるが、インタフェース仕様書（都道府県編）の事業所異動連絡票情報（サービス情報）等に項目がないが、記載漏れか。	生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労継続支援Ａ型及び就労継続支援Ｂ型に係る就労移行支援体制加算については、平成30年度から「6月以上就労継続している者が利用定員の５％を超えている」という要件を見直し、定員規模に応じた所定単位数に「6月以上就労継続している者の数」（以下「就労定着者数」という。）を乗じて得た単位数を加算することになる。 「就労定着者数」について、審査支払等システムでは管理していないため、市町村での審査において支払可否を確認いただきたい。 なお、介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表の「就労移行支援体制（継続就労者数）」の項目名称については、「就労移行支援体制（就労定着者数）」に修正する。 【令和3年3月19日追記】 令和3年4月以降、障害審査支払等システムで管理できるようにしたことから、異動情報として提出いただきたい。	令和3年3月19日開催 合同担当者説明会 追記 （旧：平成30年5月28日付事務連絡「障害者自立支援給付支払等システムに係るＱ＆Ａの送付について」No9）
6	令和３年度 報酬改定	介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表において、重度障害者等包括支援のサービスに「送迎体制、地域生活移行個別支援、精神障害者地域移行体制、強度行動障害者地域移行体制」の項目があるが、インタフェース仕様書（都道府県編）Ｐ１４、１４－１、１４－３のマトリックス表では、重度障害者等包括支援の該当加算の項目に「○」が記されていないが、記載漏れか。	重度障害者等包括支援において、送迎加算、地域生活移行個別支援加算、精神障害者地域移行体制加算又は強度行動障害者地域移行体制加算を算定する場合に必要な都道府県知事への届出は、委託先の指定短期入所事業所又は指定共同生活援助事業所において、当該加算に係る届け出がされていれば、重度障害者等包括支援事業所としての届け出は省略する運用とすることから、市町村での審査において支払可否を確認いただきたい。 【令和3年3月19日追記】 令和3年4月以降、障害審査支払等システムで管理できるようにしたことから、異動情報として提出いただきたい。	令和3年3月19日開催 合同担当者説明会 追記 （旧：平成30年5月28日付事務連絡「障害者自立支援給付支払等システムに係るＱ＆Ａの送付について」No10）